

# 国際交流事業に関する報告書

## 2014年版

The Report about International Exchange  
Activities in the Japan Federation of CPTAs  
Associations and Regional CPTAs Associations



日本税理士会連合会国際部

International Relations Department  
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

# 国際交流事業に関する報告書

2014年版

The Report about International Exchange  
Activities in the Japan Federation of CPTAs  
Associations and Regional CPTAs  
Associations

日本税理士会連合会国際部  
International Relations Department  
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

## ご挨拶



日本税理士会連合会では、1992年に日税連の提唱によりアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）を設立するとともに、翌年の1993年には、国際交流事業を所掌する分掌機関として「国際委員会」を設置し、以来、AOTCAの活動を始めとして、外国の諸機関及び諸団体との交流活動を積み重ねるなど、着実な成果を上げてきた。

その後、2010年には、国際委員会を、全国15税理士会の委員による編成に改めるとともに、2014年には「国際部」へと改組し、さらに、前年の2013年には、国際部の活動を支えるとともに、諸外国における税理士制度の導入・普及定着、税務関係機関及び諸団体との交流促進、税務情報の収集等に関する調査研究を目的とした「国際税務情報研究会」を設置するなど、国際交流事業の更なる推進を図るための組織体制の整備を進めている。

これにより、今後、日税連の国際交流事業の大きな柱の一つであるアジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展のための支援策をより積極的に講じることができると期待している。

また、設立から22年を迎えたAOTCAは、今日、15カ国・地域、21団体が加盟する国際的な組織に発展するとともに、アジア・オセアニア地域の枠組みを越えて、欧米や西アフリカ地域等の税務専門家団体との連携を進めるなど、世界的な税務専門家団体のネットワークの構築も進められている。このようななかで、2014年10月に台北市で開催されたAOTCA定時総会において、本職が七代目のAOTCA会長に選任され、2015年より、アジア・オセアニア地域の約40万人とも言われている税務専門家を代表するという重責を担うことは、誠に感慨深く、その職責の重さを実感している。

近年、社会・経済の国際化の進展とともに、税理士及び税理士会の活動の場も大きく変化しており、これを受けて、各税理士会においても様々な国際交流事業に積極的に取り組んでいる。今後、日税連と各税理士会との間で、国際交流事業に関する連携・協力を進めることにより、より効果的な事業活動が展開できるものと考えている。

本報告書が、日税連及び各税理士会において今後の交流事業を進めるうえでの一助となれば幸いである。

おわりに、本報告書の編集・執筆に当たられた田尻吉正国際部長はじめ委員の方々に感謝の意を申し述べる。

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓

## はじめに



本報告書は、2010年に当時の国際委員会の編成が全国15税理士会に拡大されたことを契機に、日本税理士会連合会及び各税理士会が行う国際交流事業の現況を把握するとともに、それに関連した情報の共有を図ることで、一層効果的かつ効率的に国際交流事業を促進させることを目的として刊行を開始したものである。以降、隔年ごとに刊行され、このたびその第3号となる「国際交流事業に関する報告書—2014年版」が刊行された。

本報告書は、これまでの編集方針を踏襲し、第I部として、2013年度及び2014年度における日税連の国際交流事業への取組みについて、AOTCAにおける活動支援、アジア諸国における税理士制度導入・発展のための活動、国際交流における税務当局との連携等について記している。続いて、第II部では、各税理士会における国際交流事業への取組みについて、具体例を交えて紹介している。さらに、第III部では、第I部及び第II部を踏まえ、「グローバル社会における税務専門家制度と日税連の国際交流事業の今後の方向性」について考察している。

思えば、第1号の2010年版報告書では、当時の国際委員会の位置付けに関し議論した結果、「部」への改組が必要であると結論付けているが、そのことが2014年に実現したことは、歴代委員の宿願が成就しただけでなく、本報告書を継続して発刊する意義を改めて認識させるものである。

また、資料編では、各税理士会における国際交流事業の実態調査結果、各委員が思い描く税理士制度の在り方、AOTCA台北会議に関する報告のほか、ヨーロッパ地域の税務専門家の実態をまとめた「ヨーロッパのタックスアドバイザーに関するハンドブック」(2013年第2版)のサマリーを掲載するなど充実かつ興味深い内容となっている。

おわりに、本書の編集・執筆に当たられた国際委員をはじめ、執筆にご協力賜った皆様に深甚なる謝意を申し上げます。本報告書が、今後の国際交流活動の発展への道標となれば幸いです。

日本税理士会連合会  
副会長 友利 博明  
(国際部担当副会長)

# 国際交流事業に関する報告書

—2014年版—

## — 目 次 —

ご挨拶 .....	i
-----------	---

はじめに .....	ii
------------	----

### 第I部 2013—2014年度日税連の国際交流事業への取組み

---

#### I AOTCAへの活動支援

1. 設立から22年 .....	1
2. 専門委員会の設置 .....	4
3. 他の国際組織との連携強化 .....	5
4. AOTCAハノイ会議 .....	8
5. AOTCA台北会議 .....	9

#### II アジア新興国における税理士制度の導入・発展のための活動

1. 中華台北記帳士公会全国連合会の来訪 .....	11
2. モンゴル税理士会の訪問 .....	12
3. ベトナム租税総局・税理士会の来訪 .....	13
4. 中国国家税務総局、地方税務局及び浙江省研究員の来訪 .....	13

#### III 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

1. 日税連の友好協定締結状況 .....	14
2. 韓国税務士会との交流 .....	15
3. ドイツ連邦税理士会との交流 .....	15

#### IV 国税庁・税務大学校等との連携

1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応 .....	16
2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催 .....	17

#### V 情報発信ツールの整備

1. 第5次税理士法改正を反映した『英訳税理士法（改訂版）』の編集 .....	18
2. 外国語ホームページ .....	18
3. 税理士制度紹介ツールの充実 .....	19

### 第II部 2013—2014年税理士会の国際交流事業への取組み

---

I 税理士会の国際交流事業の概況に関するアンケートについて .....	21
-------------------------------------	----

II 税理士会の所掌機関・国際交流事業の状況 .....	21
III 外国の専門家団体との協定の締結状況 .....	40

### 第III部 グローバル社会における税務専門家制度と日税連の国際交流事業の今後の方向性

I グローバル社会における税務専門家制度のあり方ー国際委員へのアンケートより .....	41
II 日税連の国際交流事業の今後の方向性	
1. 国際部への改組 .....	43
2. 日税連の国際交流事業の歴史 .....	43
3. 日税連・税理士会の今後の役割 .....	45

#### ◇資料編

[資料 1] 税理士会における国際交流事業の実態調査結果	49
[資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について	52
[資料 3] AOTCA 概要	55
[資料 4] AOTCA 規約	56
[資料 5] AOTCA 加盟団体一覧	62
[資料 6] 2014 年 AOTCA 台北会議報告	63
[資料 7] CFE 関係	
『ヨーロッパのタックスアドバイザーに関するハンドブック第2版(2013年)』 ( <i>European Professional Affairs Handbook for Tax Advisers 2<sup>nd</sup> Edition</i> ) サマリー	82
[資料 8] 韓国税務士会概要	95
[資料 9] 韓国税務士会との定期懇談会事績	97
[資料 10] ドイツ連邦税理士会概要・会員特性	100

むすびに .....	104
------------	-----

日税連国際部委員リスト .....	105
-------------------	-----

#### ◇トピックス

<Topic 1> 台湾の記帳士とは .....	12
<Topic 2> 海外からの研修生からよく受ける質問 .....	19
<Topic 3> 台湾の税制事情アラカルト .....	24

## 第 I 部

### 2013-2014 年度

#### 日税連の国際交流事業への取組み

2013 年（平成 25 年）4 月から 2015 年（平成 27 年）3 月の期間において、日税連の国際交流事業への取組みについて、大きな変化が 2 つあった。一つは、前号の 2012 年版報告書でも触れているが、2013 年 7 月に日税連の付設機関として「国際税務情報研究会」が設置され、活動をスタートさせたことである。もう一つは、2014 年 7 月 24 日開催の第 58 回定期総会において「国際委員会」が「国際部」に改組されたことである。詳細については第 3 部に記載するが、日税連において国際交流事業のための組織体制の整備が図られたと言えよう。

日税連の国際交流事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA) の活動に対する支援、②諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動、③諸外国における税理士制度導入及び制度発展に向けた支援、④日本の税理士制度の広報活動を大きな柱として展開している。以下にその概要を記す。

#### I AOTCA の活動支援

##### 1. 設立から 22 年

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA) は、アジア・オセアニア地域における税務専門家のための国際組織であり、日税連の提唱により 1992 年 11 月に設立された。その契機となったのは、欧州における税務専門職業団体の連合体であるヨーロッパ税務連合 (Confédération Fiscale Européenne, CFE)<sup>i</sup> の存在であった。CFE は AOTCA 設立時には既に 30 年以上の歴史を有していた。

AOTCA は、設立当初わずか 10 団体で発足したが、年々加盟団体が増加し、2014 年 10 月末現在では 15 カ国・地域の 21 団体にまで発展した。その推移は表 1-1 のとおりである。この間、CFE との連携・協力関係を進めており、後述の「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」の設立につながるようになった。

AOTCA では、毎年 1 回アジア・オセアニア地域の主要都市（開催地の事績：表 1-2）

<sup>i</sup> CFE (Confédération Fiscale Européenne, ヨーロッパ税務連合) : 1959 年設立。本部はブリュッセルにある。現在、21 カ国 26 の税務専門家団体が加盟しており、ヨーロッパ諸国の税務専門家 10 万人超を代表する。

において、AOTCA の意思決定機関である定時総会を開催し、役員及び各加盟団体の代表者が出席し AOTCA の運営に係る重要事項の審議を行い、監事会、役員会等も併せて開催している。これらの定例会議のほかに、ホスト団体ではタックス・カンファレンスを企画・実施している。このカンファレンスは主に国際税務に関する諸問題をテーマに選定し、基調講演、パネルディスカッション等のセッションで構成される。加盟団体の構成員がスピーカーとして参加するほか、国際機関、開催国の税務行政機関及び学界等からゲストスピーカーを招請し、多彩かつ充実した内容の国際会議となっており、多くの参加者を集めている。日税連ではカンファレンスへの参加に積極的に取り組んでおり、特にここ数年は、国際部としてスピーカーのサポート体制を敷き、テーマの検討、データ収集、発表資料作成等に当たっている。その事績は表 1-3 のとおりである。

日税連は、AOTCA の中核メンバーとしてその発展に多大な貢献を行ってきた。AOTCA 歴代の会長は表 1-4 のとおりであるが、特に、日税連から選任された初代(1993 年～1997 年) 及び第 4 代 (2005 年～2008 年) 会長の就任期間中には、加盟団体の拡充、組織基盤の整備、加盟団体間の相互理解が大きく進んでいる。

その後、2014 年の台北会議の定時総会において、池田隼啓日税連会長が第 7 代会長に選任された。これに伴い、2015 年 1 月より AOTCA 事務局が日税連に移管され、日税連は更なる重要な役割を担うこととなった。

表 1-1 AOTCA 拡大の推移

年度	団体数	団 体 名
1992	10 (8 国・ 地域)	パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association CPA オーストラリア CPA Australia 香港会計師公会 Hong Kong Institute of Certified Public Accountants オーストラリア勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants in Australia (後に脱退) 日本税理士会連合会 Japan Federation of CPTAs Associations 韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia 中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会 Tax Accountancy Association Union of Chinese Taipei フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines オーストラリア租税協会 The Tax Institute, Australia
1994	12	香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
1998	13	シンガポール勅許会計士協会 Institute of Singapore Chartered Accountants (2014 年脱退)
2002	17	インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Consultants スリランカ勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka



		バングラデシュ勅許会計士協会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Bangladesh
2004	20	中国注册税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association インド税務実務家協会 All India federation of Tax Practitioners (2013年脱退) タイ会計士連合会 Federation of Accounting Professions, Thailand (準加盟、2010年脱退)
2005	20	オーストラリア全国会計士会 Institute of Public Accountants, Australia
2009	21	ベトナム税理士会 Vietnam Tax Consultants' Association
2012	22	ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア Bekas Pegawai HASIL シンガポール税理士会 Singapore Institute of Accredited Tax Professionals
2014	21	中華台北記帳士会全国連合会 Chinese Taipei Certified Tax Agents Association

注：団体名はすべて現在の名称

表 1-2 定例会議（役員会・定時総会）開催地

年度	開催地	年度	開催地	年度	開催地
1992	東京（設立総会）	2001	クアラルンプール	2010	シドニー
1993	シドニー	2002	京都*	2011	バリ
1994	東京	2003	ソウル	2012	ソウル*
1995	ソウル	2004	カラチ	2013	ハノイ
1996	京都	2005	マニラ	2014	台北
1997	マニラ	2006	香港	2015	大阪（予定）
1998	クアラルンプール	2007	クアラルンプール*	2016	香港（予定）
1999	台北	2008	上海	2017	
2000	ソウル	2009	ムンバイ	2018	

\* 国際コンベンション開催

表 1-3 AOTCA セミナーへのスピーカー派遣

会 議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
1994年東京会議	小松芳明亜細亜大学教授	戦後の日本国の国際課税の発展と動向
	渡邊省三制度部長 松下光弘東京地方会制度部長	日本の税理士制度の現状と課題
1996年京都会議	足立芳寛通産省工業技術院 技術審議官	日本企業から見た東南アジア諸国への投資とその問題点
1997年マニラ会議	植松省自国際委員長	日本における外国投資環境
1999年台北会議	小林健彦国際委員	日本における税の公平性の確保と課税標準の拡大対策
2000年ソウル会議	奥田実国際委員	変化する日本経済構造における税理士の役割
2002年国際コンベンション（京都）	黒田東彦財務官（基調講演） 大武健一郎主税局長（分科会）	アジア・オセアニアにおける経済統合と税制調和 税理士の役割
2004年カラチ会議	田中善雄国際委員長	中小会社会計基準

2007年国際コンベンション (クアラルンプール)	古川勇人国税庁国際企画官	ビジネスのグローバル化における税務上の課題
2009年ムンバイ会議	三谷英彰近畿会国際部委員	日本の消費税制
2011年バリ会議	松岡宣明国際委員	日本の移転価格税制
2012年国際コンベンション (ソウル)	長谷部光哉国際委員 瀧谷和隆国際委員	税務専門家の規制 異業種間共同経営
2013年ハノイ会議	瀬山美恵国際委員	日本の移転価格税制
2014年台北会議	中西良彦国際委員	電子的役務提供取引におけるVAT課税

表 1-4 AOTCA 歴代会長

任期	会長	会長所属団体 (事務局担当)
1992年11月～1996年12月	片岡輝昭	日本税理士会連合会 (同左)
1997年1月～2000年12月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会 (同左)
2001年1月～2004年12月	具鍾泰	韓国税務士会 (同左)
2005年1月～2008年12月	森金次郎	日本税理士会連合会 (同左)
2009年1月～2012年12月	ギル・レビー	オーストラリア租税協会 (同左)
2013年1月～2014年12月	トーマス・リー	香港税務学会 (オーストラリア租税協会)
2015年1月～	池田隼啓	日本税理士会連合会 (同左)

## 2. 専門委員会の設置

経済活動のグローバル化に伴い税務職業専門家を取り巻く環境が急速に変化している。AOTCA では、このような状況を踏まえ、毎年開催するタックス・カンファレンスを通じて情報の共有を図るとともに、税務専門家団体としての見解を発信してきたが、恒常的に情報収集及び課題の検討を進め、意見集約を効率的に行うための組織体制の整備が求められてきた。特に、2013年7月に OECD が税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting, BEPS) 行動計画を公表し、各国の税制に影響を及ぼす政策が急ピッチで検討されていることを受けて、AOTCA 内にその時々の課題を取り扱う専門委員会を設置することになった。これは、カウンターパートである CFE 租税委員会との連携・協力の窓口を明確にすることがその目的であった。

このため、2014年定時総会において AOTCA 専門委員会を設置するための所要の規約改正案が提出され承認された。その後、正副委員長及び専門委員 (各加盟団体が 2名以内まで推薦する者) の委嘱 (表 1-5) を経て、活動を開始した。

専門委員会の当面の検討課題は BEPS 行動計画であり、OECD の意見募集スケジュールに応じて CFE との共同意見書とりまとめの作業が行われている。

表 1-5 AOTCA 専門委員会

委員長	ギル・レビー		オーストラリア租税協会
副委員長	トーマス・リー		香港税務学会
	ケン・シュゴット		オーストラリア租税協会
委員	ファン・ウェイ・クアン		マレーシア勅許租税協会
	ソン・ウェイ	ソン・ニン	中国注冊税務師協会
	フローレンス・チャン	アンソニー・タン	香港会計師公会
	川田 剛	長谷部光哉	日本税理士会連合会
	タミール	エンクジャブクーラン	モンゴル税理士会
	フェリックス・ウオン		シンガポール税理士会
	フィリップ・フン	ジェレミー・チョイ	香港税務学会

### 3. 他の国際組織との連携強化

加盟団体が拡大し組織基盤が安定するのに伴い、AOTCA の認知度はアジア・オセアニア地域だけでなく国際的にも徐々に高まってきた。このような中で、歴代役員の尽力により、他の税務関係国際組織との交流が進み、連携が強化されてきた。以下にその概要を記す。

#### (1) CFE (ヨーロッパ税務連合) との連携

CFE は AOTCA 設立のモデルとなった国際組織であり、長年にわたり両団体の交流を進めており、それぞれの定例会議、カンファレンス、フォーラム等の行事への代表者の相互出席、スピーカーの相互派遣等が定例的に行われている。

特に、2009 年からは共同プロジェクトの取組みを始めている。

また、前述のとおり、AOTCA 専門委員会と CFE 租税委員会は、2015 年から OECD の BEPS 行動計画について検討を行い、意見書のとりまとめを共同で進めている。

#### (2) モデル納税者憲章プロジェクトにおける CFE、STEP との連携

AOTCA、CFE 及び信託・不動産管理者協会 (STEP) <sup>ii</sup> の 3 団体は、2009 年からモデル納税者憲章に関する共同プロジェクトを開始した。

<sup>ii</sup> STEP (Society of Trust and Estate Practitioners、信託・不動産管理者協会) : 1985 年イギリス会社法に基づき設立された信託、遺産相続等の分野を扱う実務専門家のための国際組織で、本部はロンドンにある。世界 95 カ国・地域に 2 万人を超える会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

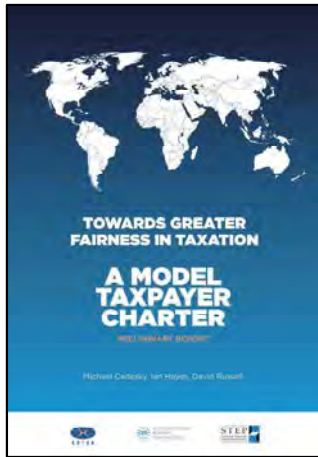


写真 1-1 2013 年発行の第一次報告書

このプロジェクトは、世界各国における納税者憲章の特質を把握することを目的としており、AOTCA、CFE 及び STEP 傘下の税務専門家団体を対象として 18 分野 164 項目のアンケート調査が行われた。その結果、2012 年 10 月に、37 カ国（世界 GDP の 73%）の実態に関する「モデル納税者憲章第一次報告書」が取りまとめられ、関係行政機関、専門家団体等に広く配布された。その後、対象国を追加した調査が継続されており、2015 年には「最終報告書」が作成されることとなっている。

なお、AOTCA、CFE、STEP を構成する各国の税務専門家総数は 50 万人を超えると言われている。

### （3）タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラムの設置

弁護士や公認会計士については、国際法曹協会（International Bar Association）や国際会計士連盟（International Federation of Accountants）をはじめとする世界的組織がいくつか設立されているが、税務に関しては、専門職業が制度化されている国が少ないため、これまで同様の組織は設けられていなかった。

AOTCA と CFE との協力関係が共同プロジェクトを遂行するまでに強固なものとなる中で、税務専門家の世界的なネットワークを構築しようとの機運が高まってきた。

CFE の提案により、2013 年 9 月 20 日、ロシア・サンクトペテルブルグにおいて、AOTCA、CFE、西アフリカ租税連合<sup>iii</sup>（West African Union of Tax Institutes, WAUTI）の会長による三者協議が行われ、税務専門家のグローバルな組織の構築に向けた検討を進めることで合意し、その趣旨を記した「サンクトペテルブルグ宣言」に署名した。

翌 2014 年 10 月 24 日に、台北において、AOTCA のトーマス・リー会長、池田隼啓会長代理（いずれも当時）と CFE のジリ・ニコバール会長ほか関係役員による第 2 回協議会が開催され、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」設置の覚書に署名し、これをもってグローバルフォーラムが正式に発足した。



写真 1-2 サンクトペテルブルグにて（2013 年）

覚書には、グローバルフォーラムの目的として次の事項が掲げられている。

- ・タックスアドバイザー職業の利益をグローバルにかつ集団として代表すること

<sup>iii</sup> WAUTI (West African Union of Tax Institutes, 西アフリカ租税連合): 2011 年、ガーナ勅許租税協会 (Chartered Institute of Taxation, Ghana)、ナイジェリア勅許租税協会 (Chartered Institute of Taxation of Nigeria) 及び西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) に加盟している数カ国の税務当局が中心となり設立された。現在、西アフリカ諸国の 10 カ国の団体が加盟。本部はナイジェリア。

- ・共同プロジェクトを基盤とし、グローバルな影響力を有する税務問題を特定し行動するための場を提供すること
- ・国連及び OECD をはじめとする国際機関に対し連絡拠点を提供すること
- ・他の関係機関との対話の中心拠点の役割を果たすこと

また、これらの目的を達成するために次の活動を推進するとしている。

- ・税制、税務行政及び税務専門家制度に関する情報、専門知識、経験の交換
- ・租税及び市場動向に関する情報、専門知識、経験の交換
- ・関係情報の収集及び活用を促進するために、国際機関、特に（ただし限定的でなく）国連及びその関連専門機関、OECD との関係強化
- ・特定の国際税務問題に関する共同プロジェクト対応

その後の電話会議を経て、2015年3月27日、ベルギー・ブリュッセルにおいてグローバルフォーラムが開催された。当日は、池田隼啓 AOTCA 会長、ヘンク・コラー CFE 会長、マイク・アフル WAUTI 会長ほか関係役員が出席し、フォーラムの運営、BEPS 行動計画の検討等について意見交換を行った。また、サンクトペテルブルグ宣言の署名者の一つであった WAUTI の正式参加を承認した。

#### （４）SGATAR との連携

アジア・オセアニア地域の税務行政当局の長官による国際組織であるアジア税務長官会合(Study Group on Asian Tax Administration and Research, SGATAR)は、年1回加盟国が持ち回りでホスト国を務め、定期会合を開催している。SGATAR の会議に参加できるのは加盟国 17 カ国・地域の税務行政当局の長官及び関係者のみで、その他準加盟国及び一部の税務行政に関連する国際組織がオブザーバーとして参加が認められている。

AOTCA は、2005年頃より役員または開催国の加盟団体代表者をこの会合に派遣し、SGATAR のオブザーバーとして出席している。

2013年韓国・済州島で開催された第43回会合には、池田日税連会長（AOTCA 会長代理）の代理として松岡宣明国際委員会委員（当時）が、2014年シドニーで開催された第44回会合にはトーマス・リーAOTCA 会長及びギル・レビー前会長がそれぞれ参加し、SGATAR 加盟国の税務行政当局関係者との情報交換、連携の強化に努めた。

SGATAR のオブザーバーは、AOTCA のほか、OECD、アジア開発銀行(Asian Development Bank, ADB)、世界銀行グループ、米州税務長官会議<sup>iv</sup>(Inter-American Center of Tax Administrations, CIAT)、IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務資料センター(仮称))<sup>v</sup>、国際通貨基金(IMF)等である。

iv CIAT (Inter-American Center of Tax Administrations, 米州税務長官会議) : 1967年に設立されたアメリカ大陸を中心とした税務行政当局の国際組織。アメリカ、カナダをはじめ北米・中南米諸国 31カ国、ヨーロッパ地域の5カ国、アフリカ地域の2カ国、アジア1カ国、計39カ国が参加している。

v IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター(仮称)) : 1938年設立。国際税務・税法等に関する質の高い情報提供を目的とする研修・研究機関。CFE の関連機関。本拠地はオランダ・アムステルダムにある。

#### 4. AOTCAハノイ会議

2013年ハノイ会議は、ベトナム税理士会をホスト団体とし、10月16日から18日の間にベトナム・ハノイのシェラトンホテルで開催された。会議には、AOTCA加盟団体より約180人が参加した。

10月17日午後から18日にかけてタックス・カンファレンスが開催され、「加盟国における移転価格税制と事前確認プロセス」をテーマとするセッションにおいて、瀬山美恵日税連国際委員が日本の移転価格税制についてプレゼンテーションを行った(写真1-4)。カンファレンスプログラムは表1-6のとおりである。



写真 1-3 加盟団体の代表者



写真 1-4 AOTCA 事務総長(右)より授与された感謝状を手にする瀬山委員(中央)

表 1-6 ハノイ会議インターナショナル・タックス・カンファレンス プログラム

日 時	プログラム
10月17日 14:00-14:30	開会挨拶 ベトナム財務省副大臣 トーマス・リーAOTCA 会長 グエン・ティン・クックベトナム税理士会会長
14:30-15:15	投資促進のための租税政策とインセンティブ グエン・ナムー ベトナム税理士会 (進行・スピーカー) H.S.ディロンー ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア
15:45-17:15	移転価格税制と事前確認プロセス マーセラス・ウォンー 香港税務学会 (進行・スピーカー) フォン・ブウー ベトナム税理士会 瀬山美恵ー 日本税理士会連合会 チョン・ミヨンー 韓国税務士会
10月18日 08:30-10:00	租税回避防止規定とタックスコンサルタントへの影響 ギル・レビーAOTCA 名誉顧問 (進行・スピーカー) ソン・ウェイー 中国注册税務師協会 ラーサ・マシューー シンガポール税理士会 E・マリー・J・マタペレスー フィリピン税務協会
10:30-11:00	モデル納税者憲章ー最新報告 デビッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問、「納税者憲章モデル憲章第一次報告書」共著者
11:00-11:30	税源浸食と利益移転 (BEPS)

- ・なぜ、どのように行なわれるのか？何が新興国にとっての好機か？  
ステファン・コールクローCFE 前会長・イギリス勅許租税協会会長

11:30-12:00 OECD の原則・袋小路に入ったのか？  
ゴットフリート・シェルマン CFE 副会長

## 5. AOTCA台北会議

2014年台北会議は、中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会をホスト団体とし、10月22日から25日の間に台湾・台北のリージェント台北ホテルで開催された。会議には、AOTCA加盟団体及び地元関係者ら約370人が出席し、日税連からは正副会長及び国際部構成員など60人が参加した。



写真 1-5 定時総会にて大阪会議をPRする瀬山委員と高見副部長(演壇左)

定時総会では、専門委員会の設置、規約改正、2015年度事業計画及び予算、中華台北記帳士公会全国連合会からの加盟申請等の審議が行われ、いずれの議案も承認された。また、役員任期満了に伴う改選が行われ、池田日税連会長がAOTCA会長に選任され、中村一三同専務理事が事務総長に就任した。池田会長は、就任あいさつの中で、①調査研究活動の促進、②組織の強化、③関係機関との連携維持・強化、④加盟団体のAOTCAへの参加意欲の向上の4点を抱負に掲げ、加盟団体に対して支援を求めた。

10月23日午後から翌24日に開催されたタックス・カンファレンスでは、東京大学大学院教授で日税連国際税務情報研究会の中里実会長(写真1-6)が「BEPS問題における税務専門家と法務専門家」と題する基調講演を行った。次いで、BEPS行動計



写真 1-6 会場からの質問に答える中里教授

画、電子商取引における課税問題等をテーマとするセッションにおいてAOTCA加盟国をはじめイギリス、カナダ、チェコ、オランダ等各国の税務専門家によるプレゼンテーションが行われた。このうち、「電子的役務提供取引におけるVAT課税に向けての動き」をテーマとしたセッションでは、中西良彦日税連国際委員が越境電子商取引に対する消費課税について、日本の制度を説明した。

カンファレンス終了後のディナーパーティでは、日税連からの参加者全員で2015年AOTCA大阪会議をPRするパフォーマンスを披露し、会場を盛り上げた。

なお、タックス・カンファレンスの詳細については、本書の資料編に国際委員による報告を掲載している。

\*\*\*\*\*

## AOTCA 会長就任挨拶<抜粋>

2014年10月23日

AOTCA は、1992年の設立から22年の歴史を重ね、その規模、活動ともに着実に発展してまいりました。この間、歴代の会長、会長代理、事務総長はじめ関係役員の皆様におかれては、組織の安定化、加盟団体の拡充、外部国際機関との連携など様々な課題に精力的に取り組まれ、多大な貢献をされました。心から敬意と感謝の意を表する次第です。

この度、トーマス・リー会長の後任として第7代会長に就任し、このような国際的組織を率いる重要な役割を担うこととなり、身の引き締まる思いです。諸先輩方、15カ国及び地域・21の加盟団体の皆様のお力をお借りし、精一杯責務を果たしてまいる所存です。ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いいたします。

ここで、これからのAOTCAのあり方について、会長としての抱負を4点述べさせていただきます。

**はじめに、調査研究活動の促進**を挙げたいと思います。

我々税務専門家を取り巻く環境は、経済活動のグローバル化、税務の複雑化などに伴い急速に変化しつつあります。最近の一例ですが、OECDの「税源浸食と利益移転(BEPS)報告書」に基づき、各国が現行の国際課税原則の変更を視野に検討を進めています。税務専門家として注視すべき動向であります。

残念ながら、AOTCAには、恒常的な情報収集、調査研究を行い、職業団体としての見解を発信するという活動が欠如しておりました。このような活動を通じて、AOTCAの存在意義を広く示すことは極めて重要であります。まずは体制を整備し、税制、税務行政、税務専門家制度に関する動向についての検討を促進したいと考えております。

**第二に、組織の強化**に取り組みたいと存じます。

ただ今申し上げました調査研究活動につきましては、トーマス・リー会長の指導のもとでAOTCAに専門委員会が設置されたところです。各加盟団体から優秀な人材が集結され、AOTCAの専門的知識を蓄積し、情報発信・意見集約の場が整いました。今後、その活動を充実させる施策を講じ、必要に応じて特定の課題を取り扱う小委員会を活用するなど柔軟な姿勢で運営にあたる所存です。

一方で、AOTCAの組織の安定化を図るため、運営上の課題の検討も継続して取り組む必要があります。具体的には、恒久的事務局の設置、年会費のあり方などについて、皆様のご意見を伺いながら検討を進め、国際組織としての認知の向上につなげたいと思います。

**第三に、関係機関との連携の維持・強化**を重要事項として捉えております。

これまで培ってきたCFE(ヨーロッパ税務連合)、STEP(信託財産管理実務者協会)、WAUTI(西アフリカ租税協会連合)、SGATAR(アジア税務長官会議)などの関係機関との連携を維持・強化し、組織的ネットワークの構築に向け努力したいと存じます。



先ほど触れましたとおり、急速に変化する国際的な税務問題への対応などにつき、このようなグローバルな枠組みが有効に機能することを期待しています。

以上のような活動を通じて、AOTCA 及び税務専門職業の存在意義がアジア地域だけでなく広く認知されることを願っております。

**最後、第四は、加盟団体の AOTCA への参加意欲の向上**です。最も重要な事項であると考えております。

AOTCA を構成する地域は、様々な人種、言語、文化、社会的・経済的背景から成っています。また、東西・南北とも広大な地域を擁しています。このような背景を有しながら、AOTCA が 22 年間にわたり着実に発展を遂げた歴史は大変素晴らしく誇らしいことであります。

今後のさらなる発展を実現するためには、加盟団体の皆様のご支援とご協力が不可欠です。ぜひとも、これまで以上に AOTCA の活動への積極的な参加をお願いしたいと存じます。

AOTCA は全ての加盟団体の皆様のものです。

会長就任にあたっては、このことを改めて認識し、皆様のご意見・ご要望を伺いながら全力で責務を果たしてまいりたいと思っております。

\*\*\*\*\*

## II アジア新興国における税理士制度の導入・発展のための活動

税務専門家制度が法的に整備されている国は、日本、ドイツ、韓国、中国等まだ少ないのが現状である。日税連は、70 年以上の税理士制度の歴史を有するパイオニア的存在として、税務専門家制度の導入・発展に向けた支援を国際交流事業の重要課題の一つと位置付けている。2013 年度及び 2014 年度に行われた国際支援・交流活動を紹介する。

### 1. 中華台北記帳士公会全国連合会の来訪

2013 年 6 月 6 日、7 日の両日、日税連は中華台北記帳士公会全国連合会（以下、「記帳士会」）より総勢 23 人の訪問を受け、日本税理士会館で税理士制度に関する研修会を開催した。

記帳士会は、2004 年に制定された台湾の記帳士法に基づき、2007 年に設立された税務専門家の全国組織で約 2,300 人の会員を有し、今回の訪問は、日税連と同会との初会合となった。

元々台湾には「記帳及報税代理業務人」という税務専門家が存在し、その専門家団体である中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会は AOTCA の創設メンバーである。台湾では、税務専門職業に関する法整備が行われた結果、2004 年に記帳士法が施行され、翌年には試験が実施され記帳士が誕生した。

6 日に行われた池田会長との懇談の中で、初めての日本訪問となった施榮源記帳士

会理事長は、記帳士法は制定されてから日が浅いため制度としては未熟な点も多く、税務専門家制度の先輩である日税連への訪問は長年の宿願であり、日本の税理士制度を参考として台湾における記帳士制度の発展を図りたいと述べた。

翌日の研修会では、午前の部として税理士制度の由来、資格取得、業務内容、公認会計士との違いを中心に説明が行われ、その他日税連の組織の概要についても説明が行われた。午後の部では、記帳士会の陳艷輝秘書長より台湾の記帳士制度の概要について説明を受けた。

記帳士会は、2014年のAOTCA台北会議で正式にAOTCA加盟が承認された。



写真 1-7 中華台北記帳士公会全国連合会の一行

### Topic 1 台湾の記帳士とは

2004年に施行された記帳士法に基づき、記帳士制度が誕生した。同法成立により、これまであった「記帳及報税代理業務人」は、「記帳士」に移行していくこととなった。記帳士になるには、資格試験を受け、かつ業務を行うには主管機関に登録しなければならない。

記帳及報税代理業務人と記帳士の違いは、単なる名称の違いであり、記帳士法の成立を境として、それ以前の税務専門家が記帳及報税代理業務人であり、以降が記帳士となる。業務内容は同じであると言われており、記帳士は、登録した区域において次の業務を行うことができる（記帳士法第13条）。

1. 営業、変更、取消、業務停止及びその他の登記に関する事項
2. 各種税金の納付に関する確定申告及び申請事項
3. 税務相談
4. 商業会計事務
5. 主管機関の許可による記帳及び確定申告に関連する業務

## 2. モンゴル税理士会の訪問

日税連では、2009年にモンゴル税理士会と友好協定を締結し、これに基づき、税務専門職業法の導入に向けてのシンポジウムや研修会開催等を通じて税務専門家制度の確立、発展のための支援を行ってきた。

このような支援活動が実を結び、2012年12月27日に「モンゴル国税務相談業務に関する法律」が成立し、同国において税務専門職業制度が誕生した。

その後、両会の交流は続き、2013年3月には、同国の国会議員及び税理士会役員が来訪し、関係法令の整備に係る研修を行った。

2013年7月9日から12日、池田日税連会長及び関係役員がモンゴル税理士会の招

聘に応じてモンゴル・ウランバートルを訪問した。滞在中には、関係国会議員、税理士会会長及び関係役員と面談し、職業法成立の経緯、現況について説明を受けるとともに、日本の税理士法改正に向けた取組みを紹介した。また、バトゥマグナイ国税庁長官との懇談に臨み、納税コンプライアンス向上における税務専門家の役割の重要性等について意見交換を行った。この訪問は、モンゴル税理士会が新事務所に移転した直後であったうえ、モンゴル国大統領就任式、ナーダム（革命記念）祭開会式等が行われた時期であったため、上述のほかにも多数の関係者と面談し、交流を深めることができた。

### 3. ベトナム租税総局・税理士会の来訪

日税連とベトナムとの交流は、ベトナム税理士会と友好協定を締結する 2010 年より前から開始しており、ほぼ定例化している。

ベトナムでは、2007 年 7 月に施行された「税務管理法」によりベトナム税理士会が設立され、税理士制度が導入された。以来、その定着と発展に向けた様々な施策が進められ、グエン・ティ・クック会長を中心に税務を専門とする職業法の確立に向けて積極的な活動を行っている。日税連は、国税庁、JICA と連携しその活動を支援している。

2014 年 5 月には、ベトナム租税総局幹部及びベトナム税理士会役員の総勢 14 人が来日し、国税庁の要請を受けて、日税連、名古屋会、近畿会で 1 週間にわたる日程で研修会を



写真 1-8 日税連での懇談会の模様

開催した。研修テーマは、ベトナム側からの要請に基づき、①税理士の登録手続き、登録拒否事由、欠格条項等、②税理士証票の交付、③税理士登録に関する情報管理などであり、租税総局職員に焦点を置いたものであった。

### 4. 中国国家税務総局、地方税務局及び浙江省研究員の来訪

日税連は、これまで中国からの訪問を数多く受けており、来訪者は中央政府の国家税務総局から地方省の税務局まで多岐に亘る。

2014 年には日税連は、中国から 3 件の訪問者を受け入れた。

2014 年 6 月 13 日、浙江省财政厅会計処研究員が日税連を訪問し、田尻吉正国際委員長（当時）が日本の税理士制度等について説明した。これは、これは静岡県日中友好協議会（会長：川勝平太静岡県知事）からの依頼に基づくもので、同協議会は、静

岡山が友好協定を締結している中国浙江省との経済交流の一環として、毎年、同省政府部門の中堅幹部を招聘し、同省の産業政策等の立案や経済産業の発展に役立つよう、専門分野における交流の促進を図っている。

12月3日には、日中協会（会長：野田毅衆議院議員）からの要請を受け、中国甘肅省地方税務局の職員16人が日税連を訪問し、足達信一国際委員が税理士制度等について説明した。

12月8日には、国税庁の研修プログラムを受講する中国国家税務総局幹部候補生22人が日税連を訪問し、田尻吉正国際部長が税理士制度について説明した。

### Ⅲ 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

#### 1. 日税連の友好協定締結状況

日税連では、2014年末までに諸外国の14団体と友好協定を締結し、相互理解の促進と協力関係の維持に努めている（表1-7）。

表1-7 日税連の友好協定締結の状況（\*は当時の団体名）

年 月	場 所	締結団体	備考	
1989	9	東 京	ドイツ連邦税理士会	
1991	3	大 阪	韓国税務士会	
1992	11	東 京	パキスタン税法協会	AOTCA 設立総会にて締結
〃	〃	〃	オーストラリア会計士会*	〃
〃	〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	〃	マレーシア租税協会*	〃
〃	〃	〃	中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会	〃
〃	〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994	5	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004	10	北 京	中国注冊税務師協会	
2009	7	東 京	モンゴル税理士会	
2010	11	シドニー	ベトナム税理士会	

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務業務を担う専門家として位置付けられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士

制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、懇談会の開催や、特定のテーマに関する意見交換会を行う等、両会との交流は有効に機能している。

## 2. 韓国税務士会との交流

日税連と韓国税務士会は 1997 年より毎年 1 回、両会が交互に主催する形で定期懇談会を開催し、双方が直面する課題を中心に情報の共有及び意見交換を行っている。

2013 年 12 月にソウルの韓国税務士会で開催された第 17 回定期懇談会では、税理士・税務士制度についての意見交換が中心となった。特に、公認会計士への税理士・税務士資格自動付与については、両会にとって長年の課題であるが、韓国では 2012 年の法改正により税務士法の中の税務士となる資格者として「公認会計士」の文字が削除されたことから(税務士法第 3 条)、資格自動付与の廃止に至るまでの経緯について詳細な説明を受けた。



写真 1-9 韓国税務士会会長室で懇談する池田会長(中央左)と鄭求政会長(中央右)ほか役員(2013 年)

2014 年 5 月に大阪で開催された第 18 回定期懇談会では、韓国の「税務調整計算書」と日本の書面添付制度との共通点及び相違点についてそれぞれ説明するとともに、日税連からは、2014 年 3 月に成立した改正税理士法の内容、経緯等を説明した。また、日本では 2016 年から利用が開始される番号制度に関連して、すでに韓国で定着している住民登録番号制度の活用状況と個人情報保護法との関連性について説明を受けた。このほか、租税教育への両会の取組み状況などについて意見交換を行った。

これまでの懇談会のテーマ等は資料編に掲載している。

## 3. ドイツ連邦税理士会との交流

日税連とドイツ連邦税理士会との交流は、1989 年の友好協定締結を契機に促進が図られている。定期的な会合を設けていないが、それぞれの職業法の改正時等の時節を捉えて懇談会等を行っている。

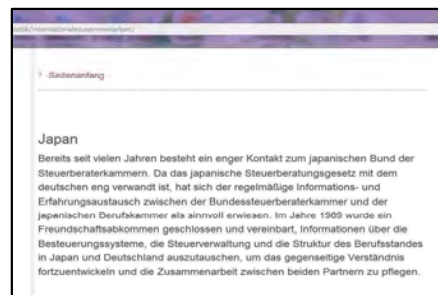


写真 1-10 ドイツ連邦税理士会HPの日本に関する記述ページ

ドイツ連邦税理士会ホームページの「国際交流・連携」(Internationale Zusammenarbeit) ページ<sup>vi</sup>には、ヨーロッパ諸国と国際組織との連携・交流のほか日本との交流が掲載されている。そのページには、「日本の税理士法はドイツ税理士法<sup>vii</sup>と非常に類似していることから、ドイツ連邦税理士会と日税連とは長年にわたり交流がある。1989年に友好協定を締結し、両国の専門職業の更なる発展と両会の相互理解、情報交換を行うことに合意した」と紹介している。

## IV 国税庁・税務大学校等との連携

### 1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応

日税連では、海外からの研修生の来訪を日本の税理士制度の普及・理解を進めるうえで絶好の機会ととらえ積極的に受け入れている。

毎年、国税庁・税務大学校等を介して諸外国の税務当局職員の来訪を受け、日本の税理士制度について講義を行っている。これまでは、講師を務める役員、国際委員が日本語で説明したものを逐次通訳を介して行っていたが、近年は国際部の中に英語を話す委員も増えてきたため、原則英語で講義を行うようになった。定例化した出講は次の4件である。

#### (1) 中央アジア・コーカサス夏期セミナー

財務省・財務総合研究所が、市場経済移行国に対する知的支援の一環として主催するセミナーとして、中央アジア・コーカサス地域各国の財務省等の若手幹部候補生を対象に、財政・金融等に関して専門家による講義や指導等を行っている。2006年より毎年夏に約1ヵ月間開催され、日税連は2012年から出講要請を受けるようになった。同セミナーは、20人程度の研修生を対象に財務省で行われ、研修生からは様々な質問が絶え間なく出され、毎回盛況な講義となっている。

#### (2) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 一般コース

国際税務行政セミナー (International Seminar on Taxation, ISTAX) は、独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency, JICA) の枠組みの下、国税庁・税務大学校が開発途上国の税務職員を対象に JICA と共同で実施している研修で、主に日本の税制・税務行政全般について講義等を行っている。ISTAX には、開

<sup>vi</sup> <http://www.bstbk.de/de/bstbk/internationalezusammenarbeit/>

<sup>vii</sup> ドイツ税理士法 (職業法) は正確には *Steuerberatungsgesetz* であり、直訳すると「税務相談業務法」(または「税理士業務法」) となる。しかし、同法はわが国においては「ドイツ税理士法」の呼称が定着していることから、本報告書においても、当該呼称を使用する。

発途上国の税務当局の中堅職員（原則、実務経験 5 年以上、40 歳未満）を対象とした「一般コース」と幹部職員（主に本庁課長・局部長クラス）を対象とした「上級コース」がある。

1968 年から実施されている一般コース（研修期間約 2 か月）は、2014 年度までに、累計 82 カ国、964 人が参加している。日税連では、一般コースの研修生を 20 年以上受け入れているなど、まだ国際交流事業が盛んでない頃から実施されている交流事業の一つである。

### （3）国際税務行政セミナー（ISTAX）上級コース

1974 年から実施されている ISTAX 上級コース（研修期間約 3 週間）は、これまで累計 54 カ国、452 人が参加している。日税連が上級コースの研修生を受け入れるようになったのは 2013 年からである。

### （4）国税庁実務研修

国税庁実務研修は、日本の税制・税務行政に関する専門的知識・技術を移転することにより各国における税務行政の改善に資することを目的に、税務大学校が日本の大学院に留学している海外の税務職員を対象に 1996 年より毎年実施している。日税連では、約 10 年前から受け入れている。



写真 1-11 セミナー模様

講義の内容は、①パワーポイント資料を使用した税理士制度に関する説明、②DVD「税理士の仕事」の視聴、③質疑応答である。1 回の研修で来訪する研修生の数は 15 人から 20 人となっている。

## 2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催

日税連を訪れる海外研修生の多くは国税庁（税務大学校）を通じたものであり、日税連は国税庁等と連携して国際交流事業を推進してきたとも言えよう。そこで、日税連国際部では、2014 年 12 月 18 日、「国税庁の国際協力・支援事業に関する講演会」を開催し、国税庁国際業務課・飯守一文課長及び税務大学校研究部国際支援室・原正子室長から講演が行われた。これは、日税連及び各税理士会の国際交流事業の更なる推進に資するため、国が行う国際交流事業の全体像や新たな動きなどの情報を得ることを目的に実施したもので、池田会長はじめ国際部構成員が聴講した。

第 1 部では、「国税庁における国際関係業務（国際会議・技術協力）」について、飯守課長より、各国の税務行政の知見・経験の共有のために OECD 租税委員会の下に設置された OECD 税務長官会議（Forum on Tax Administration, FTA）、SGATAR への参画をはじめ、各国税務当局と様々なレベルで意見交換を行っていることなどが説明された。

第2部では、原室長より、「国税庁の国際支援」をテーマに、ODAの技術協力の一環として、JICAと連携し、開発途上国に日本の税制・税務行政に関する知識・経験を移転するための研修員受け入れや専門家派遣を行っていることなどが説明された。

国際部では、国税庁の活動に引き続き協力し、多くの国々で税務専門家制度が導入され発展するよう努めていくこととしている。

## V 情報発信ツールの整備

### 1. 第5次税理士法改正を反映した『英訳税理士法（改訂版）』の編集

平成24年度の国際委員会（当時）の事業の大きな柱の一つであった税理士法の英訳作業を行い、平成25年3月に日税連国際委員会（同）編集による『英訳税理士法（Certified Public Tax Accountant Act / Zeirishi Act）』を刊行した。同書は、海外から来訪する研修生等にとって有益な資料となっている。

また、2014年3月に第5次税理士法改正が成立したことを受けて、改正条文の英訳について検討を進めている。

### 2. 外国語ホームページ

ホームページは、今日最も重要な情報発信ツールの一つである。このため、2009年6月に開設した英語ホームページ<sup>viii</sup>には、申告納税制度の意義、税理士制度、日税連の活動等の紹介や日本の税制の概要などを掲載しているほか、日本語版ニュースリリースの一部を英訳して掲載している。



写真 1-12 日税連・英語HP



写真 1-13 日税連・中国語HP

また、2012年8月には中国語ホームページ<sup>ix</sup>も開設した。今後は、税理士・税制に関連する英文資料を整備し、更なる内容の充実を図ることとしている。

<sup>viii</sup> <http://www.nichizeiren.or.jp/eng/index.html>

<sup>ix</sup> <http://www.nichizeiren.or.jp/china/index.html>



### 3. 税理士制度紹介ツールの充実

前章で紹介したように、国際部では、諸外国の税務職員、税務専門家団体関係者に税理士制度を紹介する機会が増え、それに伴い、税理士制度を紹介する様々な英語ツールの充実を検討してきた。

その一つとして、この程、各種プレゼンテーションには不可欠なパワーポイント資料を一新した。これまでの資料をより見やすく、分かりやすいものとするため工夫や内容の整理を行った。

もう一つは、「税理士制度に関する質問&回答集 (FAQ)」の作成である。これまでアジア、アメリカ諸国を中心に多くの研修生を受け入れてきたが、研修会で受ける質問を抽出し、その回答集を英語で作成した。質問項目については、下表トピック 2 に掲載している。

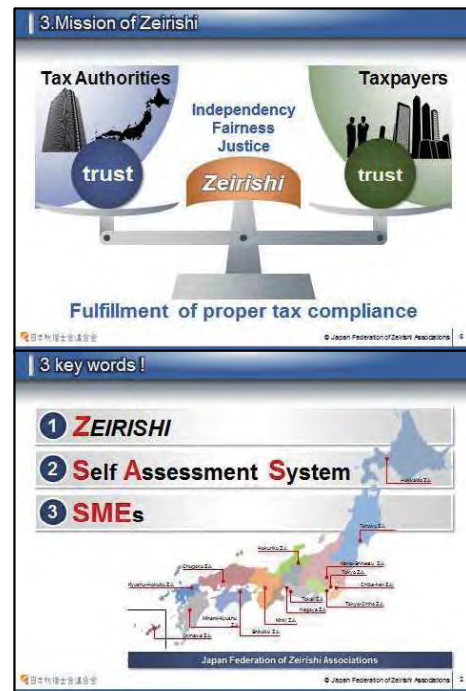


写真 1-14 パワーポイント資料の一部

#### Topic 2 海外からの研修生からよく受ける質問

##### 【税理士業務について】

- Q1. 税理士と公認会計士との違いは何か？
- Q2. 弁護士や公認会計士が税理士登録をすることで税理士業務ができるというのには違和感を覚えるが、どういうことなのか？
- Q3. 顧客から脱税相談を受けた場合、税理士はどう対応するのか？
- Q4. 税理士が顧客の脱税幫助をした場合、どうなるのか？
- Q5. 税理士が業務上間違った指導（税法解釈の間違いなど）により顧客が損害を被った場合、どうなるのか？
- Q6. 税理士や納税者と税務当局との見解の相違があった場合、どうなるのか？

##### 【税理士事務所について】

- Q7. 税理士は税目ごとに専門をもっているのか？
- Q8. 事務所の規模（スタッフの数など）は平均規模としてどれくらいなのか？
- Q9. 税理士のクライアントはどういう規模の会社なのか？
- Q10. 中小企業のクライアントの場合、税理士事務所の月額報酬はどの位なのか？
- Q11. クライアントとの間の報酬の決め方はどうなっているのか？
- Q12. 税理士は国際ビジネスに関与しているのか？

【税理士会・日本税理士会連合会について】

- Q13. 税理士会・日本税理士会連合会はどういう組織なのか？
- Q14. 税理士は必ず税理士会に加入しなければならないのか？
- Q15. 税理士会・日本税理士会連合会の財源は何か？
- Q16. 税理士会の会費はいくら位なのか？
- Q17. 税理士会・日本税理士会連合会は国等からの支援を受けているのか？
- Q18. 税理士会・日本税理士会連合会は、会として納税を行っているのか？
- Q19. 税理士会・日本税理士会連合会の倫理規定について教えて欲しい。
- Q20. 税理士会の会員数と、男女の人数、比率を教えてください。
- Q21. 税賠償の仕組みはどのようなになっているか？

## 第Ⅱ部

2013-2014 年度

### 税理士会の国際交流事業への取組み

#### I 税理士会の国際交流事業の概況に関するアンケート調査について

本報告書では、これまで、日税連の国際交流事業のみならず、各税理士会が独自に企画・実施している交流事業の実態についても掲載している。これを受けて、国際部では、2014年12月、各会の交流事業についてアンケート調査を実施した。その結果、税理士会によって取組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動を推進していることが明らかになった。

なかでも、海外視察の企画・実施及び諸外国の税務専門家団体との協定に基づく交流はその代表的な事業活動といえよう。

対象国から見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が多くなっている。これは、わが国の制度との比較・研究ができ、また共通する課題が見出し易いことがその背景にあると推測できる。

また、地元の外国人を対象とした税務に関するセミナーの開催等、地域への社会貢献の一環としての事業や、会員向けの国際税務に関するセミナーの開催や相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた多様な事業を展開している。

上記アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載している。

#### II 税理士会の所掌機関・国際交流事業の状況

国際交流事業を所掌する部・委員会を設置している税理士会は5会（東京、近畿、北海道、名古屋、沖縄）で、既存の部の中に小委員会を設置している会が3会（東北、北陸、九州北部）、その他の7会では所掌する部・委員会が特定されていなかった。

以下、各会の交流事業の概況を紹介する。

##### <東京会>

東京会では、1997年6月に国際部（構成員16人）が設置され、国際交流事業を行っている。諸外国の税務専門家団体との友好協定については、1980年にドイツ・ケル

ン税理士会と、1994年に中国注冊税務師協会と、1995年に韓国・ソウル地方税務士会と、2013年に台湾中華工商税務協会と、それぞれ協定を締結し交流を行っている。また、国際部では、ほぼ毎年、海外視察研修を企画・実施している。

### 1. 海外研修・視察の実施

2014年4月9日から13日までの日程で、神津会長他17人がハノイ・ホーチミンを訪れ、ベトナム税務総局、ベトナム税理士会等を訪問し、視察を行った。

ベトナムでは、2008年4月に税理士制度が定められ、2009年に初めての税理士試験が実施された。しかし、まだ通達による規定であるため、ベトナム財務省は2016年から2020年の税理士制度発展計画の中で税理士法を制定することを目指している。

創成期に当たるベトナム税理士会は、2014年4月現在、税理士サービスを提供できる者が158法人と少なく、ベトナム税務総局・ベトナム税理士会との協議会を通じ、日本の税理士制度の仕組みについて説明を行うとともに、ベトナムと日本との税理士制度の違い、税理士事務所が抱える問題点などについて意見交換を行った。

また、現地の税理士事務所を訪問し、税理士業務や人材育成等について情報・意見交換を行った。

この視察報告の概要は、東京税理士会会報に掲載するとともに、ホームページに掲載し、広く会員に提供した。



写真 2-1 ベトナム税務総局の前にて

### 2. 外国語資料の作成

ホームページに、外国語の資料として、「外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度」(英語・韓国語・中国語)とともに東京会を紹介した英文パンフレットを掲載している。

### 3. 国際税務相談窓口の設置

会員向けの相談窓口を設け、随時、FAXによる相談を受けている。また、相談員には、国際税務に精通している会員が務めている。

## <東京地方会>

東京地方会では、総務部及び制度部が中心となり国際交流事業を所掌している。韓国・中部地方税務士会とは1991年4月に、ドイツ・ハンブルク税理士会とは2000年8月にそれぞれ友好協定を締結し、交流を行っている。

2014年11月12日、小島会長はじめ役員9人が韓国・ソウル市の韓国中部地方税務士会を訪問し、定期協議会を開催した。

協議会において、東京地方会からの質問事項に対する韓国側の回答の要旨は次のとおりである。

(1) 韓国の番号制度導入による情報の管理と漏洩等があった場合の解決機関について

- ・ 韓国の住民登録番号は13桁であり、これには生年月日、性別、最初の登録地、届出の順位、番号の偽造識別が表示されている。
- ・ 韓国の住民登録番号は、行政部署だけでなく民間団体など社会全分野で利用されている。このため情報の漏洩や偽造、盗用など、番号を含めた多様な情報が流出し、預金の不正引き出し、本人成りすまし、詐欺、身分盗用など様々な犯罪に利用されることがあり得る。
- ・ 住民登録番号の盗用は3年以内の懲役や1,000万ウォン以下の罰金が科される。
- ・ 政府は「アイピン」という住民登録番号部分の代替プログラムを開発、2011年には個人情報保護法が制定された。
- ・ トラブルの解決機関としては、個人情報侵害申告センターがあり、個人情報に関する権利、利益の侵害の受付・処理を行っている。また紛争調整委員会に個人情報についての紛争の調整を申請したり、団体訴訟も可能である。



写真 2-2 ソウルの税務士会館前にて

(2) 韓国の税制における「税務調整計算書」の趣旨とその効果及び普及率について

- ・ 税務調整計算書制度は企業会計と税務会計の差の調整、記帳による課税の拡充、納税者に対する信頼性向上、税務職員の調査業務量の縮小、税収の確保等から実施されたもので、賦課課税制度から申告納税制度に転換する土台を築いた。
- ・ 税務調整計算書制度は、1969年緑色申告制度を導入し、緑色申告対象者に限って添付するようにした。1975年総合所得税制度が施行され、年間事業所得1,500万ウォン以上の記帳申告者に税務士作成の税務調整計算書を添付するようになった。1979年には法人税法改正により申告納税制度を導入し、外部調整対象法人を指定交付することになった。
- ・ 外部調整対象者が外部税務調整を経ずに申告した場合は、正当な申告と見なされず無申告加算税が適用される。
- ・ 現行の申告制度の下では税務調査に特典はないが、外部調整対象者が外部調整計算書を添付しなかった場合には不利益がある。
- ・ 2012年度において、法人の場合は、外部調整計算書事業者は93.7%を占め、個人事業者の場合は、外部調整計算書事業者は23.9%を占めている。

### (3) 税務士・公認会計士の人数・年齢分布及び受験者数・合格者の推移について

- ・ 税務士と公認会計士どちらも会員数は徐々に増えている傾向にある。税務士よりも公認会計士の増加率が高いが、その理由は、公認会計士の合格者数が税務士よりも多いからである。しかし、実際の開業会員数は税務士と公認会計士はそれほど大きな差はない。
- ・ 公認会計士は20代から30代が63%を占めているが、税務士では20代から30代が17%となっている。また税務士は50代以上が会員全体の57%を占めているが、公認会計士は14%程度を占めているに過ぎない。
- ・ 公認会計士の受験者は平均3.6年の試験準備期間を経て合格すると言われている。税務士の平均合格年数に関して調査した統計資料はないが、平均3年程度の期間が要るのではないかと推測される。

### (4) 税務士の懲戒処分手続きと会費滞納者に対する懲戒処分について

- ・ 税務士法によって企画財政部長官が行う外部（他律）的な懲戒と、韓国税務士会の会則によって韓国税務士会長が行う内部（自律）的な懲戒に二元化されて行われている。
- ・ 会員が会費を滞納した場合、納付期間の経過後20日以内に督促状を発付し、更に滞納督促状の発付日から90日を経過しても滞納会費を納付しなかった場合には倫理委員会に回付して懲戒を要求することができる。滞納会費がある会員に対しては一切の証明書を発給せず、関連機関などに対する推薦の制限あるいは情報利用等の便宜などの提供を制限することができる。

一方、韓国中部地方税務士会から、①老人福祉事業所得税の課税除外、②地方所得税体系及び税務調査権等、③地方税業務を担当する資格士制度の有無とその議論の質問3点がなされ夫々について説明を行った。

## <千葉県会>

千葉県会では、モンゴル国での税理士制度法制化に向けた支援活動を国際交流事業の大きな柱としていた。その成果が実り、モンゴル国では2012年12月27日「税務相談業務に関する法律」が制定された。その後も日税連と連携し、モンゴル国での制度の浸透・普及に向けた支援活動を行っており、2013年7月には千葉県会役員が日税連の役員とともにモンゴル国を訪問した。

国際交流事業を所掌する機関については、2009年4月から2011年3月まで国際特別委員会が設置されていたが、現在は特定されていない。

### Topic 3 台湾の税制事情アラカルト

2014年10月AOTCA台北会議に出席した際、台湾の税の制度を直に感じることができた。以下、台湾の税制について一部紹介する。

1. 台湾で買い物をした時に5%の消費税が課税された。その時の領収書を見ると、くじ

付である。領収書には番号が記載されており、2 か月ごとに抽選が行われ、1 等当選者には 1,000 万台湾ドル（約 3,500 万円）の懸賞金が支払われる。消費税の税収は 3 億台湾ドル以上である。現金領収書を必ず発行させることで正しい申告につながっており、消費税がうまく徴収されていると感じた。（注1）

2. 台湾の相続税法は我が国と同じ相続統一主義である。すなわち、被相続人が台湾国籍である場合には、台湾法が準拠法となる。税率は 2009 年 1 月に改正され、10 段階最高 50% から一律 10% へ変更された。贈与税も 10% である。（注2）
3. 我が国と同様に源泉徴収制度があり、利息に対して 10%（非居住者は 20%）、給与は 5%（非居住者は 18%）、業務執行報酬は 10%（非居住者は 20%）となっている（注3）。

（注1）万軍民「中国の税制改革と税収一くじ付領収書の導入とその効果」公益財団法人アジア成長研究所広報誌「東アジアへの視点」2012 年 3 月号

（注2）清水智恵子「米国・韓国・台湾の相続の基本」税経通信 2012 年 9 月号

（注3）税理士法人トーマツ編『アジア諸国の税法』（第 8 版）中央経済社 2013 年 12 月

（報告：秋葉武国際委員）

## <関東信越会>

関東信越会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、2014 年 3 月に、規制改革対策室長を中心とする有志が TPP 交渉の母体となった P4<sup>i</sup>の当事国であるブルネイ国に視察研修を行った。

この視察研修のテーマは、ブルネイ国における TPP 参加への経緯・交渉の実態を把握し、越境サービス問題に関する我が国への影響を考えることであった。

ブルネイ国では、日本大使館において経済班書記官からブルネイ・ダルサラーム国の政治・経済情勢、日・ブルネイ関係及び TPP 参加の背景等、ブルネイ国の概要について説明を受けた。

また、KPMG ブルネイ事務所においてブルネイ国の税制、TPP の概要等について説明を受けた。更にクアラルンプールの日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization, JETRO）事務所においてマレーシア・ブルネイ関係等について説明を受けた。

以下、ブルネイ国の基本情報、税制及び TPP 問題に関する報告の概要を紹介する。

### 【ブルネイ国の概要】

1984 年にイギリスから独立したブルネイ・ダルサラーム国は、立憲君主制の比較的新しい国である。三重県とほぼ同じ広さの国土に約 40 万人の国民が住む。民族はマレー系が約 66%、中華系が 10% で、宗教については国民の 67% がイスラム教、13% が仏教を信仰している。

<sup>i</sup> 「Pacific 4」を意味し、原加盟国のチリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイの 4 カ国を指す。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は、2006 年に原加盟国の 4 カ国が環太平洋戦略的経済連携協定（P4 協定）を調印したのが始まりとされ、その後、アメリカ、オーストラリア、ベトナム等が加わり、参加国が徐々に拡大。日本も 2013 年 7 月に参加し、現在は 12 カ国が参加している。

「マレー主義に立つ、イスラム的王政の維持」を国是とし、国王が首相、財務相及び国防相を兼任し、立法議会はあるが実質上の立法権はないなど、国王の権限が非常に強い。

豊富な天然資源を背景に高い経済水準と社会福祉を実現しており、国民一人当たりの名目 GDP は 42,402 米ドル（2012 年）と東南アジアではシンガポールに次いで 2 番目に高い。

日本との関係については、日本は重要な貿易相手国であり、輸出先として 1 位、輸入元として 5 位の位置を占めている（2012 年推計）。

## 【ブルネイ国の税制】

### (1) 法人税

税率は、居住法人・非居住法人を問わず 20%である。居住法人は国内源泉所得及び国外源泉所得のうちブルネイ国内で受領または受領したとみなされるものに課税される。非居住法人は国内源泉所得又は恒久的施設を通じて稼得した所得に対して課税される。

法人の居住・非居住の判定は、事業の経営及び管理がブルネイ国内で行われているか否かによる。

申告納税制度を採用しており、申告書の提出期限は事業年度終了の日の属する年の翌年 3 月末日である。

源泉税については、配当には源泉税がかからず、非居住者に対するロイヤルティの支払に対して国内法で 10%、同じく非居住者に対する利子の支払いに対して国内法で 15%がかかる（ロイヤルティ、利子のいずれも租税条約により軽減される場合がある）。その他、テクニカルアシスタンス及びサービスフィーに 20%、マネジメントフィーに 20%、賃貸料に 10%、役員報酬に 20%の源泉税がかかる。

繰越欠損金の期限は 6 年で、欠損金の繰戻し還付の期限は 1 年である。繰越欠損金の相殺は、繰越欠損金が生じた事業年度のみ制限されない。

連結納税（グループリリーフ）、タックスヘイブン対策税制、移転価格税制、過少資本税制の制度はない。

また、以下のような優遇税制が認められている。

- ・ パイオニア産業免税措置（一定要件の下に 5 年～20 年の免税期間を与えるもの）
- ・ 100 万ブルネドルを超える資本的支出に対する税務上の優遇措置
- ・ 一定の要件を満たす利息に対する源泉税の免除
- ・ 研究開発に関しては一定の要件の下で損金算入が可能

### (2) 個人所得税

居住者・非居住者を問わず個人所得税はない。

社会保障という制度はないが、雇用者は従業員の給与額の 5%を政府管理基金及び雇用信用基金（Tabungan Amanah Pekerja / Employee Trust Fund）にそれぞれ拠出しなければならない。また、ブルネイ国民及びブルネイ永住者（Permanent Resident）及びその雇用者は給与額の最低 3.5%を年金基金に拠出する必要がある。

### (3) その他

税務専門家制度はないが、公認会計士制度があり、公認会計士が税務に関する実務を行っている。



## 【ブルネイ国における TPP — 特に越境サービス問題】

ブルネイ国は GDP の約 70% を石油や天然ガス等の天然資源に頼っている状況にある。

ブルネイ政府は、石油に頼らない経済の多角化を図るため、自由貿易協定による輸出の増加や海外からの投資促進が重要と考えており、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、中国及びインドとの間で自由貿易協定を締結し、また、日本との間では経済連携協定が 2008 年から発効している。

さらに、同じ英国連邦のメンバーであり自国の先輩国として通貨を連動させているシンガポールとともに前述の多国間協定・P4 に加盟し、現在の TPP に拡大している。

しかしながら、ブルネイ国民は、石油関連以外の経済活動が育っていないことに対する危機感を持ってはいるものの、現実的なアクションはなされていないことから、今後もエネルギー分野が経済の主軸であり続け、議論がなされていくと見られ、短期的、中期的な期間においては、P4 あるいは TPP における議論は、ブルネイの会計、税務に影響をもたらしていないのが現状である。

特に土業に係る越境サービス問題では、ブルネイ国においては国王が最終的に全ての決定を行うなど、ロイヤルファミリーに絶大な力があることから、公認会計士や弁護士等の許可申請に対する決定も「ケースバイケース」のようである。このような国情の下では、いくら外国から資格者が入ってきても、現実的にその国での活動は自由に行えるものではないことになる。

国情という各国の風土があることを踏まえると、そのような歴史的背景を持った風土の中で、越境サービスとして国を越えた対応が同じようにできるかどうかを考えたとき、それは簡単ではないという結論に達する。

土業に係る越境サービスについては、今回のブルネイ国視察で、各国の風土があることから簡単に対応できるものではないことを現実的問題として認識することができた。

## <近畿会>

近畿会国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、もって会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るために、1999 年に設置された。現在は 11 人の部員で構成され、活動している。

主な活動は次のとおりである。

### 1. ホームページへの情報提供

諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、会員専用ホームページへの掲載等により、その提供を行っている。

### 2. 韓国・釜山地方税務士会との定期交流

韓国・釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため、学術討論会（年 1 回）を開催し、各々のテーマにより作成した討論会資料（日韓対訳）に基づいて、情報及び意見交換を行っている。

### (1) 第9回学術討論会

2013年11月8日、近畿税理士会館において開催され、活発な情報・意見交換を行った。

#### ① 共同議題

国税通則法の比較

#### ② 副議題

- ・税理士と社会貢献（近畿会）
- ・特殊関係法人との取引を通じた利益の贈与擬制（釜山会）

### (2) 第10回学術討論会

2014年11月20日、釜山地方税務士会館において開催され、活発な情報・意見交換を行った（写真2-3）。また、翌21日には東萊（トネ）税務署を訪問し、税務署におけるインボイス事務処理について、さらに、税務士事務所を訪問し、番号制度下における事業所でのインボイス発行実態及び事務処理について視察を行った。



写真2-3 第10回学術討論会

#### ① 共同議題

韓国の付加価値税と日本の消費税の比較

#### ② 副議題

- ・宗教法人の課税実態（両国共通）
- ・韓国の租税教育（釜山会）

## 3. 在阪総領事館等との交流

在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席している。また、近畿会の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に次の在阪総領事館及び外国公館等を招待し、交流を深めるとともに、終了後には国際部との懇談会を開催し、より深い情報及び意見交換を行っている。

交流を行っている公館等は次のとおりである。

アメリカ合衆国総領事館、イギリス総領事館、イタリア共和国総領事館、インド総領事館、インドネシア共和国総領事館、タイ王国総領事館、大韓民国総領事館（大阪・神戸）、中華人民共和国総領事館、ドイツ連邦共和国総領事館、パナマ共和国総領事館、在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館、ベトナム社会主義共和国総領事館、ロシア連邦総領事館、インドネシア貿易振興センター、KOTRA 大阪貿易館、タイ投資委員会大阪事務所、香港貿易発展局大阪事務所、大阪商工会議所・国際部、中小企業基盤整備機構近畿本部、JETRO 大阪本部、近畿経済産業局、（公財）大阪国際交流センター（順不同）

## 4. 在日外国人への税務相談

近畿の国際交流諸団体が主催する相談会に相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じている。

### (1) 外国人のためのカウンセリング・デイ

公益財団法人京都市国際交流協会主催の在住外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリング・デイ」（年4回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

(2) 一日インフォメーションサービス

公益財団法人大阪国際交流センター主催の在阪外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」(年1回)に本会会員を派遣し、税務相談に応じている(写真2-4:チラシ)。

(3) (公財)大阪府国際交流財団及び吹田市国際交流協会との共催による平成26年度外国人向け相談会において国際部長が税務相談に応じた。



写真2-4 2014年に実施した「一日インフォメーションサービス」のチラシ

5. 会員を対象とした研修会の実施

今日、経済のグローバル化が進み、企業は国際化をはじめとして様々な事業展開を進めている状況にある。税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収集を行い、適切な指導を行うことがますます求められている。このような状況に鑑み、年に2回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している。

表2-1 2013年度及び2014年度の研修会実績

開催日	2013年12月5日	受講者数	331人
内容	第1部 国際税務の概要及び現状について 第2部 海外取引調査の現状 第3部 移転価格税制にかかわる最近の状況について		
講師	大阪国税局調査第1部 調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		
開催日	2014年1月15日	受講者数	153人
内容	第1部 韓国の投資環境と韓国ビジネス慣習について 第2部 韓国の相続税・贈与税について 第3部 韓国の税務調査(移転価格・関税)の動向		
講師	KPMGサムジョン会計法人・マネージャー金川歩氏、韓国公認会計士・税務士 金町恩氏		
開催日	2014年9月22日	受講者数	166人
テーマ	第1部 韓日通商懸案と課題 第2部 日韓経済関係～現状及び両国にとって発展の重要性と税理士会の役割		
講師	駐神戸大韓民国総領事館総領事 李成権氏、前駐大韓民国特命全権大使 武藤正敏氏		
開催日	2014年12月2日	受講者数	306人
内容	第1部 国際課税関係の見直しについて 第2部 海外取引調査及び国際課税関係の現状について 第3部 移転価格税制にかかわる最近の状況について		
講師	大阪国税局調査第1部 調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		

## 6. 外国の税務専門家団体との友好協定の状況について

### (1) 韓国・釜山地方税務士会との友好協定

#### ○締結年月

1991年4月

#### ○経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降、交流・友好関係を深めていくに際し、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することとなった。内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

#### ○協定等に基づく活動内容

協定締結後、学術討論会（年1回）を開催している。出席者は、会長、国際部担当副会長、専務理事、国際部及び関連部委員会の正副部長、正副委員長である。

### (2) ドイツ・デュッセルドルフ税理士会との友好協定

#### ○締結年月

1999年6月

#### ○経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他税理士会が友好協定を締結しているドイツの中から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶこととなった（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た）。

#### ○協定等に基づく活動内容

懇談会の開催等はなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。

## <北海道会>

北海道会では、2012年6月に国際委員会（構成員:11人）を設置し、2013年より本格的に国際交流活動を開始した。主な活動は、道内に居住している外国人向けセミナーの実施を主としたもので、地元新聞でもその様子が紹介されるなどユニークな活動が着々と成果を上げている。



写真 2-5 講師の説明を熱心に聴く参加者

### 1. 倶知安での外国人向け法律・税務セミナーの開催

2013年11月19日、札幌弁護士会との共催で「外国人のための法律・税務セミナー」が倶知安町ニセコグラン・ヒラフスキー場マウンテンセンターにて開催され、約25人の外国人等が参加した。

当日のセミナーは英語で行われ、札幌弁護士会より、永住権許可、商業・不動産登記や日本特有の敷金・礼金制度など外国人がトラブルに陥りがちな法制度について解説した。その後、本会の瀧谷国際委員長が租税制度の概要から申告納税制度に基づく個人所得税、消費税、源泉徴収、不動産に係る地方税などを説明した。

また、セミナーの後は無料の個別相談会も行われた。

国内有数の観光地である北海道ニセコ地区には多くの外国人が住んでおり、本セミナーは、地元倶知安町の行政担当者と連携しながら札幌弁護士会から 9 人、北海道税理士会から 3 人が出席し初めての開催となった。なお、この模様は北海道新聞（2013 年 11 月 20 日朝刊）で紹介された。

## 2. 外国人のための確定申告セミナーの開催

2014 年 1 月 25 日、北海道会及び札幌国際プラザとの共催により、初めての「外国人のための確定申告セミナー」(写真 2-7 参照)が同プラザで開催され、17 人の外国人参加者に確定申告の説明が行われた。同セミナーには北海道会の石丸会長、木村副会長他国際委員会のメンバーが参加した。



写真 2-6 初のセミナー(2014 年)

セミナーの第 1 部では、瀧谷国際委員長より日本の確定申告制度について日本語と英語で説明し、第 2 部では、佐々木国際委員が中国語で確定申告制度の解説を行った。



写真 2-7 セミナーチラシ(2014 年)

2015 年には前年に引き続き、2 月 20 日、21 日の 2 日間にわたり第 2 回目となる同セミナーが開催され、北海道会の会員 5 人がセミナー講師、相談者を務め、延べ 17 人の外国人が参加した。

2 月 20 日の午前中にはセミナーが行われ、小嶋国際委員が確定申告の概要と外国人が申告する際のポイントなどを説明したほか、20 日と 21 日の午後からは、個別相談会も行われた。なお、この模様は北海道新聞（2015 年 2 月 23 日夕刊）で紹介された。

## 3. 台湾国立高雄大学留学生の来訪

2014 年 8 月 12 日、日税連の寄付講座が開設されている札幌学院大学に短期留学している国立高雄大学法学日本語コースの学生 22 人と引率の教授等が税理士会館を訪問し、国際委員会が中心となり税理士制度や北海道税理士会の活動等についての説明会を行った。

説明会では、開会に先立ち、司会の井上国際委員より中国語での挨拶と説明が行われた後、石丸会長から歓迎の挨拶が述べられ、瀧谷国



写真 2-8 歓迎挨拶をする石丸会長

際委員長により、第1部の税理士制度等の説明がパワーポイントと資料を使って行われた。

第2部では石丸会長による北海道税理士会の活動等についての説明が行われ、その後、税理士会館内の見学、第3部では税理士の仕事に関するDVDを視聴し、第4部では木村副会長から、日本における税務調査と税務訴訟に関する説明が行われた。

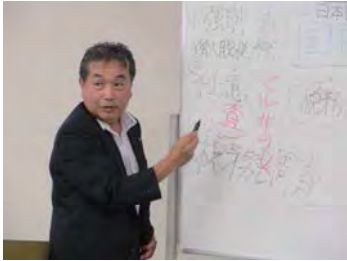


写真 2-9 第4部講師の木村副会長



写真 2-10 中国語で司会



写真 2-11 制度の説明をする瀧谷委員長

を務める井上委員



写真 2-12 北海道税理士会館にて

#### 4. 会員向け「国際税務」研修会の開催

国際委員会では、外国人を対象としたセミナーの開催のほか、2014年9月26日、税理士会員及び税理士事務所職員を対象とした国際税務研修会を札幌市内のホテルで開催した。基礎から学ぶ国際税務をテーマとした同研修会には、定員を大幅に超える114人の会員・事務所職員が受講した。講師には東京会の杉山康弘税理士を迎え、国際税務の基本的ルール、源泉徴収制度、駐在員事務所・支店・子会社などの進出形態別の留意点、海外駐在員・来任外国人の税務、外貨建取引の税務処理、国際取引の消費税、海外子会社との個別取引における税務上の留意点等についてわかりやすく、かつ詳細な説明が行われた。

研修会終了後、受講者から今後も国際税務に関する研修会の実施を希望する声が多く寄せられ、継続した事業として研修会を企画することとしている。

### <東北会>

東北会では、2014年に調査研究部の中に国際関係小委員会が設置され、3人の委員とともに国際交流活動をスタートさせた。

当小委員会による初の対外事業として、2014年10月31日、仙台市の東北大学にて同大学大学院経済学研究科会計専門職専攻の中国人留学生を主な対象として「中国人留学生が留意すべき日本における所得税免税制度と手続き」について、説明会を開催した。その目的は、留学生がアルバイトを行う場合、租税協定上の免税制度が存在するにもかかわらず源泉税を控除されるという不利益を被ることがないように、留学生支援に貢献することにある。



写真 2-13 成田委員の説明に耳を傾ける参加者

説明会は第1部、第2部に分かれ、第1部では田中康治委員が日本の税制の概要について日税連作成の冊子「やさしい税金教室」を使用しながら、所得税、住民税、源泉徴収制度を中心に説明を行った。第2部では、成田由加里委員が国税庁の資料等に基づき、日中租税協定における免税制度及び具体的な免税手続きについて説明した。

当日は、中国人留学生のほか、既に社会人として活躍する中国人留学生OB、台湾からの留学生、日本人学生等合計16人が参加した。

当日は、中国人留学生のほか、既に社会人として活躍する中国人留学生OB、台湾からの留学生、日本人学生等合計16人が参加した。

また、当小委員会は調査研究部の一部を構成する組織であることから、上記対外事業のほか、国際税務に関する調査研究も実施している。その成果を東北会会報に「国際税務シリーズ」として次のとおり報告した。

会報第547号（平成27年1月号）国際税務シリーズその1

「従業員等が出国した場合の所得税の確定申告」 丸岡美穂委員

会報第548号（平成27年2月号）国際税務シリーズその2

「国際課税の潮流と身近な税務」 成田由加里委員

会報第549号（平成27年3月号）国際税務シリーズその3

「非居住者・外国法人への対価の支払いをする場合の源泉所得税について」

田中康治委員

## <名古屋会>

名古屋会では、名古屋税務研究所国際部門（2009年設置）が国際交流事業を所掌している。

名古屋会は、ドイツ・ミュンヘン税理士会と2001年に締結した友好協定に基づく定期交流を進めており、協定締結以来2年に1度の相互訪問が続いている。2014年には4回目となる公式訪問が行われ、両会はミュンヘンで親交を深めた。

同年9月28日より6日間の日程で、小川会長をはじめとする訪問団のメンバー15人（同伴者を含む）は、ドイツ最大の祭宴の一つオクトーバーフェストが開催される中、ミュンヘン税理士会を視察訪問した。翌29日一行は、ミュンヘン税理士会のハル

トムート・シュヴァープ会長ほか役員からの歓迎を受け、ミュンヘン市内の会場で終日にわたり懇談会が行われた。

懇談テーマは次のとおりである。

(懇談会テーマ)

○e-ガバメント（進む税務の電子化）

○日独所得税法比較

所得区分の問題点、所得控除の問題点

○日独税理士法の比較

名称独占である税理士制度下における他士業の税務業務の実情と問題点

EU域内における税理士資格相互承認の実情と問題点

○国際租税法・移転価格税制・恒久的施設

翌30日には、バイエルン州財務省、連邦財政裁判所を視察し、ヨハネス・ヒンターズベアガー財務省次官との懇談、ルドルフ・メリングホフ連邦財政裁判所長官との懇談がそれぞれ行われた。同日午後には、ドイツ税理士学術研究所を視察し、同研究所教授との意見交換を行った。

今回のミュンヘン訪問では、とりわけソーシャルプログラムに趣向が凝らされていた。29日の夕食会はミュンヘンで最も伝統的なホテルの一つといわれるバイエリッシャーホーフホテルで、30日の夕食会はオクトーバーフェスト会場で有名なヴィーゼンで行われた。また、10月1日にはミュンヘン税理士会主催による小旅行が企画され、ミュンヘン最古の教会でのパイプオルガン演奏、ババーリア映画スタジオでの映画撮影体験などミュンヘンの街を満喫した。

今回のミュンヘン訪問では、とりわけソーシャルプログラムに趣向が凝らされていた。29日の夕食会はミュンヘンで最も伝統的なホテルの一つといわれるバイエリッシャーホーフホテルで、30日の夕食会はオクトーバーフェスト会場で有名なヴィーゼンで行われた。また、10月1日にはミュンヘン税理士会主催による小旅行が企画され、ミュンヘン最古の教会でのパイプオルガン演奏、ババーリア映画スタジオでの映画撮影体験などミュンヘンの街を満喫した。

次回の再会は2016年名古屋で行われる。



写真 2-15 懇談会場のホテルブルテンブルク前にて



写真 2-14 税理士法改正を説明する小川会長

## <東海会>

東海会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、不定期ではあるが、ドイツを中心に海外視察等を行っている。

2015年3月4日、東海会はドイツ連邦財政裁判所のルドルフ・メリングホフ長官の来訪を受けた。長官とは2012年8月に東海会が実施したドイツ税制・



写真 2-16 前列左から松原准教授、メリングホフ長官、太田会長、牧野副会長



税理士制度視察研修の折に、ミュンヘンにある連邦財政裁判所にて裁判所内を案内していただいた経緯があり、太田会長はじめその時のドイツ視察に参加したメンバーが参集した。

今回のメリングホフ長官の来訪は、2012年のドイツ訪問時にコーディネーターを務めた明治大学の松原由里准教授の招聘により実現したものである。

当日は松原准教授が通訳を務め、補佐人制度、複数税率、税理士制度、電子申告など、日本とドイツの税制について多くの意見交換を行った。長官は、特に、日本の租税裁判における補佐人制度について大変興味を示した。また、長官からは複数税率の導入については、どの税率を適用するかの区分に問題が多い制度であるから、導入しない方がいいと教示をいただいた。その他のテーマについても多くの意見交換ができ、大変有意義な時間を共有した。

## ＜北陸会＞

北陸会では、2006年に税理士会創立50周年事業の一環として国際交流事業を開始し、2009年には中国・大連市注冊税務師協会と友好協定を締結した。以降、特に中国の税務当局及び税務専門家との交流を中心とした事業が行われている。

また、2013年には国際交流事業の強化を図るため総務部の中に国際交流小委員会が設置され、現在4人の委員が対応している。

2013年には、中国国家税务总局より来訪を受けた。以下その概要を紹介する。

同年5月15日、北陸税理士会館を訪れた中国国家税务总局職員19人と北陸税理士会役員との間で意見交換会が行われた。

意見交換会では、伊藤和弘総務部長（日税連国際委員、当時）から日本の税理士制度とその沿革について、北村彰英広報部長から北陸会と中国との交流実績について、それぞれ報告した。

中国側からは、税理士法人の業務範囲や管理方法は個人会員と異なるのか、発展した中国経済についてどのような印象を持つか、また、公認会計士と税理士との業際関係等の質問があり、田中英雄、中村雅紀、山形晃各副会長が回答した。その後、平野会長が税理士法改正の動きを伝えた。

短い時間であったが予定時間をオーバーするものとなり有意義な意見交換会となった。

閉会の挨拶において、本意見交換会開催の実現に力添えいただき、意見交換会にもオブザーバー参加された伏見俊行金沢国税局長（当時、現日税連国際税務情報研究会委員）への謝意が述べられ閉会となった。



写真 2-17 北陸税理士会館会議室にて

## <中国会>

中国会では、総務部が国際交流事業を所掌し、対応している。

### 1. 韓国・大邱地方税務士会との「申し合わせ」の改訂

2013年10月17日に広島市に大邱地方税務士会の崔成卓（チェ・ソンタク）会長をはじめ14人の税務士を迎えて友好協定に基づく懇談会を開催した。

この懇談会は1996年に第1回目が開催され、毎年交互に相互訪問を行い、今回で17回目となる。

両会の更なる交流・友好を深めるため、半年にわたって総務部を中心に交流のあり方について協議した結果、「申し合わせ」が改訂され、当日、崔会長、原田会長が調印し、新たな友好親善がスタートした。

これまで、友好協定とその手続き的な附属文書及び申し合わせを締結しているが、今回、①記念品の交換の廃止、②意見交換の時間を更に充実する、③訪問は、2年に1回を改め、4年に1回とする、④訪問のない年は、お互いに相手会の総会に出席する等、申し合わせを行った。



写真 2-18 協定書を締結する原田会長(右)と韓国の崔成卓会長

### 2. 初めて相互の総会に出席

2014年6月24日に島根県松江市で開催された第58回定期総会に前年の申し合わせ事項に基づき、大邱地方税務士会の崔成卓会長をはじめ5人の役員が出席された。崔会長からは祝辞をいただき冒頭部分は日本語での挨拶であった。懇親会にも参加され一層の交流・友好が深まった。



写真 2-19 中国会の定期総会に出席した韓国・大邱地方税務士会の役員

また、6月17日には原田会長をはじめ3人が大邱地方税務士会の総会に出席した。日本とは異なり必須研修と総会がセットになっていることに驚かされた。

## <四国会>

四国会では、1997年に韓国・光州地方税務士会と友好協定を締結して以来、毎年相互訪問を行い、懇談会を開催している。2013年度及び2014年度の懇談会の概要は次のおりである。

### 【2013年度】

- 開催日・場所：2013年11月11日（於：韓国・光州市）

- 出席者数：光州会 17 人、四国会 6 人
- 議 題
  - ・勤務税理士の実態及びその業務範囲等について（四国会）
  - ・現行所得税体系内で所得控除及び税額控除が納税者間（高所得・低所得）の税負担の大きさに及ぼす影響について（光州会）



写真 2-20 韓国・光州での定期懇談会

**【2014 年度】**

- 開催日・場所：2014 年 11 月 12 日（於：松山市）
- 出席者数：光州会 17 人、四国会 11 人
- 議 題
  - ・税理士・税務士の懲戒処分とその現状について（四国会・光州会）

**<九州北部会>**

九州北部会では、総務部が中心となり国際交流事業を所掌している。ドイツ・ニュルンベルク税理士会とは 1989 年 7 月に、韓国・中部地方税務士会とは 1994 年 4 月にそれぞれ友好協定を締結し、定期的に交流活動を行っている。

2014 年には、9 月 27 日から 30 日まで、松原会長を団長とするニュルンベルク税理士会訪問団（総勢 22 人）は、ドイツ・ニュルンベルク近郊の町バイロイトを訪れた。以下、その概要を紹介する。

バイロイトは音楽家ワーグナーが愛した町としても有名だが、今回はバイロイト大学で



写真 2-21 バイロイト祝祭劇場前にて

の同時通訳設備を利用して、より効率的な協議会の実現を目指し、ニュルンベルク税理士会側が企画したものである。

この度の訪問団は、吉田副会長を含む 6 人の女性税理士が初めて参加したこと、更に会報による一般公募から 1 人の一般会員が参加したこと等、過去 6 回の訪問にはない、新しい時代の訪問団のスタイルとなった。

協議会のテーマは、①同族会社の経営と税務（ニュルンベルク会）、②税理士が行う経営相談（九州北部会）、③国際化の中での税理士の競争（九州北部会）である。協議会はまず、両会がそれぞれテーマに沿った基調講演を行い、その後ディスカッションを行うスタイルで進行した。

①のテーマについて、ドイツ側はバイロイト大学教授、当会は森副会長が基調講演を行い、その後ニュルンベルク税理士会会長をコーディネーターとしてフリーディスカッションを行った。

②と③のテーマについて、ドイツ側は税理士会担当役員、当会は木村専務理事が基調講演を行い、木村専務理事をコーディネーターとしてフリーディスカッションを行った。

今回はじめて同時通訳の設備を利用したことで、国際会議につきものの、通訳を介することによるタイムロスが全くなく、会話におけるストレスもないため大変効率的で、わかりやすい協議会となった。

ドイツにおける「経営相談」や「国際化の中での競争」の分野は、我々の10年先を歩んでおり、これからの税理士像や今後の税理士会のビジョンを策定する上でも、大変興味深い協議会となった。

## <南九州会>

南九州会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、これまで総務部を中心に韓国・大田地方税務士会との国際交流活動が定期的に行われている。大田地方税務士会とは、1995（平成7）年の友好協定締結以来、毎年相互訪問を行い、各会が抱えるテーマを基に意見交換を行っている。また、制度部では、韓国税務士と日本の税理士制度の比較研究を行い、報告書にとりまとめた。

以下、2013年及び2014年に実施された韓国・大田地方税務士会との交流事業を紹介する。

2013年10月16日、鹿児島市・城山観光ホテルで18回目となる両会の定期懇談会が開催され、大田地方税務士会からはユ・ビョンソプ会長他8人が、南九州会からは戸田会長他10人の役員が出席した。

懇談会では、本会より提出したFTA締結による影響、社会保障・納税番号法、税務士の収益事業についての質問事項に対し、大田地方税務士会より回答があった。一方、大田地方税務士会より、①支払調書、電算提出、税額控除及び電子申告税額控除制度、②無記帳事業者（白色申告者）の所得税推計通報の方法、③非業務用不動産に係る税法上の各種規制についての質問が出され、夫々について説明が行った。



写真 2-22 韓国・清州市で再会を果たす

戸田会長(左)とユ会長(2014年)

2014年10月27日、19回目となる両会の定期懇談会が韓国・清州（チョンジュ）市・ラマダプラザ清州ホテルで開催された。清州市は、ソウル市の東南約130キロに位置し、大田地方税務士会のある大田市より北側に位置する準広域都市である。大田地方税務士会からはユ・ビョンソプ会長他11人の役員が出席し、南九州会からは、戸田会長及び関係

役員のほか、制度部が前年度より日本の税理士法と韓国の税務士法の比較研究を行っていたことから、今回は制度部正副部長も訪問団に加わり計 15 人が出席した。

2014 年の定期懇談会には、南九州会から、①脱税相談等の禁止について税務士法でどのように規定されているか、②公認会計士の税務代理についての 2 点を質問した。一方、大田地方税務士会からは、①保険関連の収入についての実態、②障害者のための税制の運用、③相続財産の評価の際の不動産（土地及び建物）の評価方法の 3 点の質問が出された。

## ＜沖縄会＞

沖縄会では、2010 年に国際委員会を設置し、本格的に国際交流活動を開始した。

2012 年 11 月には、沖縄会創立 50 周年記念事業の一環として、台北市記帳及報税代理業務人公会（以下、台北市公会）と友好協定を締結した。以降、友好協定に基づき相互訪問を行い、双方の税制や税理士制度などについて、情報・意見交換等を行うこととしている。

2014 年 2 月 20 日から 23 日にかけて友利会長はじめ役員及び国際委員会のメンバー計 7 人が、台北市公会の新年会に出席するため台北市を訪問した。台北市では、台北市公会の案内により、台湾の政府官庁である財政部財政資料センター及び日本の経産省に相当する経済部の投資業務処を視察した。財政部財政資料センターでは、台湾における電子発票制度の仕組み及びその機能状況について説明を受け、電子発票の展示場を視察し、台湾の

IT 化の現状を把握することができた。経済部投資業務処では、担当官より台湾の経済環境と近年の経済成長、対外貿易協定等の説明がなされ、勢いのある台湾の現状を見ることができた。

また、両会による意見交換協議会も開催され、双方より会組織の歴史、運営状況について説明を行った。特に沖縄会からは税理士会が行う租税教育の取り組みについて説明したところ、大変興味を持たれ、租税教育の重要性を両会とも改めて認識した。

この台北市公会の新年会には、沖縄会のほか東京会豊島支部及び韓国の税務士会も招待を受け出席した。



写真 2-23 台北市公会の新年会にて挨拶する友利会長

### Ⅲ 外国の専門家団体との協定の締結状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。その多くは、税務専門家制度が確立されているドイツの税理士会及び韓国の地方税務士会との協定である。2015年3月末現在の状況は表2-2、2-3、2-4のとおりである。

表2-2 ドイツの税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980年9月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000年8月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999年6月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001年10月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989年7月

表2-3 韓国の地方税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995年9月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991年4月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991年4月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996年11月
四国税理士会	光州地方税務士会	1997年2月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（現中部地方税務士会）*	1994年4月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995年10月

\* 1999年9月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

表2-4 その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注册税務師協会）**	1994年9月
東京税理士会	中国・北京市注册税務師協会	2004年9月
東京税理士会	台湾中華工商税務協会	2013年4月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009年7月
北陸税理士会	中国・大連注册税務師協会	2009年5月
沖縄税理士会	台湾・台北市記帳及報税代理業務人公会	2012年10月

\*\*2003年に中国税務諮詢協会は中国注册税務師協会に名称変更し、2004年に両会間にて確認書を締結

## 第Ⅲ部

# グローバル社会における税務専門家制度と

## 日税連の国際交流事業の今後の方向性

本報告書第Ⅰ部及び第Ⅱ部で紹介したように、税理士会や日税連の国際交流事業が一層推進されてきており、さらには、今後、より進化した交流が求められている。また、グローバル社会における税制や税務専門家制度の動向を俯瞰した場合、日税連の国際交流事業はどのような方策に基づいて活動すべきなのかが課題として浮き彫りになっている。そこで、この課題の解決に資するため、日税連の国際部委員にアンケートを実施しており、そこで示された意見を掲載することとする。次に、日税連の国際交流事業の今後の方向性について提起することとする。

### I グローバル社会における税務専門家制度のあり方 ー国際委員へのアンケートよりー

国際部の委員が思い描く税理士制度のあり方とはどのようなものか、以下、その主な意見を要約して掲載する。

#### Q1) グローバル社会における税務専門家制度のあり方について

- 経済活動のグローバル化の流れは、中小企業にとっても大きな問題となっている。税務専門家は、相手国の税務専門家と交流・情報交換の場を作り、それを拡大する必要があると感じる。
- 日本の税法だけでなく、外国の税法等、より幅広い知識を有する税務専門家を増やさなければならない。
- 税の専門家として、納税者のために、国際税務に対応しなければならない。
- 税理士会のみならず、税理士個人においても、国際税務についての国内研修や、海外視察研修への参加等を行い、国際税務に対応できるようにする必要がある。
- 海外の税理士等との連携を図り、適切なアドバイスやサービスを提供できる体制の構築が必要と思う。また、国内の外国人に対する税務支援体制の整備も必要である。
- 将来的にはインバウンドもアウトバウンドも各国の税務専門家が共同で税務業務を受

託できる体制の整備が必要である。資格の相互承認についても視野に入れる必要がある。

- わが国の税理士制度の特性と問題点を具体的かつ客観的に理解したうえで、諸外国のタックスプロフェッショナル制度と比較検討することが重要である。
- 各国の税制や税務専門家制度の理解を深めるための情報交換や国際交流を進める。
- 各国に応じた資格取得制度に安易に外国人資格者を認めることは避けるべきだと思う。あくまでその国の試験制度の範囲を広げてはいけないと思う。

## Q2) 税理士制度の普及・浸透について

- 課税の「公平・公正の問題」は、わが国だけの問題ではなく、グローバルな課題であると言える。AOTCAへの参加国を増やし情報交換の場を増やすべきだと思う。
- わが国の税理士制度の素晴らしさを、あらゆる機会を捉えて広報すべきと考える。
- 政治家や大学研究者等とともに、税理士制度の普及・浸透について、協議・検討を行うことも必要と思う。
- JICA等と連携し、交流・研修プログラムを充実することも必要と思う。さらに、短期・長期の税理士派遣制度や研究助成制度等の創設も検討してみてもどうか。
- AOTCAを通じて日本がリーダーシップを発揮し、日本の税理士制度をモデルとした税務専門家制度の普及を図るべきである。
- 社会インフラとして、税の徴収に困難をきたしている国々に対して、わが国の税理士の役割を伝える地道な活動が必要だと思う。
- 税務専門家としての税理士制度は、国際的には一般的ではないが、無償独占が認められている点において特徴がある。例えば、アメリカでは、税務申告は、誰にでもでき、全国展開する申告書作成代理業者の寡占状態となっている。近年、このサービスに関する問題点の指摘が多発し、規制が強化されている。
- 規制緩和や国際的相互乗入れがよく話題に上るが、税務に関わる専門家に最も求められるのは、高い倫理規範、職業的専門知識、高度の顧客サービスである。これを維持することによって税理士の社会的地位を高く保持することとなる。
- 歴史や社会的環境を異にする国々が、その国にあった税理士制度を導入し普及させる糸口や条件を見つけるための支援を行うべきではないか。
- モデルケースの一つとして日本の税理士制度を提案・推進すべきであり、そのお手伝いとして税理士会も積極的に関わるということが重要であると思う。

なお、詳細は資料編に掲載している。



## Ⅱ 日税連の国際交流事業の今後の方向性

### 1 国際部への改組

日税連では、2014年7月24日開催の第58回定期総会において、「国際委員会」を「国際部」に改組した。これは、会務執行規則第44条に規定する分掌機関の設置基準において、「部」は恒常的かつ執行的なもの、「委員会」は恒常的かつ審議的なもの、又は時限的かつ審議的なものと規定されており、国際委員会の活動に執行的な部分が多くを占めるようになったことによる見直しである。

国際委員会は、1992年に実施された税理士制度50周年記念事業を契機に設置された。当初、その構成員は限られた少人数のものであったが、税理士会との連携や関係資料の有効活用等を図るため、平成22年度（2010年度）より全国15税理士会で構成するものに拡大された。そして、2014年7月に国際部へと改組されたのだが、これらは日税連が行う国際交流事業の重要性が増してきた結果と言える。

### 2 日税連の国際交流事業の歴史

#### 国際交流事業の始まり

日税連による国際交流事業は、昭和40年（1965年）頃から、諸外国の税務関係団体、行政庁及び税理士事務所等の視察訪問を内容とする海外視察として始められ、当初は当時の西ドイツ税理士法における税理士の独立性、自主権獲得の経緯、税理士試験制度、職業賠償責任保険制度、税理会社（税理士法人）等に関する視察・研修を中心とした個人参加型の国際交流であった。

その後、平成元年（1989年）のドイツ連邦税理士会との友好協定締結を皮切りに、団体間による国際交流に発展し、平成3年（1991年）には韓国税務士会と、また、平成4年（1992年）には税理士制度50周年記念事業の中で日税連提唱のもとアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）が創設され、その際に多数の外国の税務専門家団体と友好協定<sup>i</sup>を締結した。

#### AOTCA への関与

日税連の国際交流事業は、これら諸外国の税務専門家団体との友好協定締結、AOTCA 活動と連動して発展してきたと言える。日税連は AOTCA の創設を提唱した団体としてその活動支援を継続しているが、加盟団体間の交流促進や未加盟団体に対

<sup>i</sup> 日税連の友好協定締結先については、第Ⅰ部Ⅲ「諸外国の税務専門家団体との継続的な交流」を参照。

する加盟勸奨においても常にリーダーシップを発揮してきた。現在、加盟団体は 15 の国と地域にある 21 団体<sup>ii</sup>に増え、アジア・オセアニア地域のほぼ全域をカバーしている。

AOTCA では、年 1 回の定例会議に併せてホスト団体主催によるセミナーを開催しており、毎回様々なテーマが準備され、開催国や加盟国だけではなく CFE<sup>iii</sup>等からもスピーカーが参加し、国際組織ならではの多彩な内容のセッションが展開されている。さらに 2013 年 9 月には、サンクトペテルブルグにて、AOTCA、CFE 及び西アフリカ地域の WAUTI<sup>iv</sup>の三者において、税制及び税務行政のグローバル化の進展を見据えた協力関係を構築することが合意されており、益々国際的なセミナーになることが想定される。日税連としては、これらへの対応に応じられるような態勢を整えておくことが重要であると考えます。

### ドイツ及び韓国のカウンターパートとの交流の継続

AOTCA を介した交流の他にも、日税連が友好協力関係を継続している諸外国の税務専門家団体がいくつかあるが、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々で弁護士及び公認会計士が税務サービスを担う専門家として位置づけられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景や隣国ということもあり、特に韓国税務士会とは双方のトップによる懇談を毎年実施しており、双方の法律・制度の改正、電子申告や TPP への対応等、共通の課題をテーマとした意見交換を行う等、諸先輩方が築いてこられた「人的交流」の財産を大いに活用させ、非常に有意義な交流活動を継続している。

### 税理士制度の導入・発展に向けて

以上の事業と平行して、日本の税理士制度を諸外国に向けアピールする施策も講じられてきた。アジア各国にとって、わが国の税理士制度や税制の動向に対する関心は非常に高いものがあり、毎年、外国の税務専門家団体の訪問を受けている。日税連では、これらの団体に対してわが国の税理士制度に関する研修を行っているほか、財務省や税務大学校を通じた諸外国の税務行政職員に対する研修会への出講など、諸外国における税務専門家制度の定着、発展に資するための国際協力活動を推進するとともに、日本の税理士制度の理解促進に努めている。その成果として、近年ベトナム及びモンゴルに税理士制度が導入され税理士会が設立されたことは大変喜ばしいことである。また、独自性を持つわが国の税理士制度のプレゼンスを高めるためにも、成長著しいアジア諸国への税理士制度の導入を積極的に支援する必要がある。

<sup>ii</sup> AOTCA 加盟団体については、第 I 部の表 1・1「AOTCA 拡大の推移」を参照。

<sup>iii</sup> 第 I 部脚注 i を参照。

<sup>iv</sup> 第 I 部脚注 iv を参照。

### 3 日税連・税理士会の今後の役割

#### AOTCAにおけるリーダーシップ

海外におけるわが国企業の事業活動は年々活発化している。税理士のクライアントである中小企業が海外で事業を適正かつ円滑に進めるためには、他国の税制・税務専門家制度に関する情報や知識など、グローバルな税務業務を担える能力が税理士に求められている。日税連や税理士会はそうした会員の能力向上に資する国際交流事業を積極的に展開する必要がある。そのためには、国際交流事業における日税連と税理士会との連携のみならず、国際的な税務専門家団体との関係強化が必要となる。特に、AOTCAにおけるリーダーシップの発揮が重要であり、2014年10月、池田会長がAOTCA会長に選任されたことはその方向性に沿ったものだと言える。

また、現在AOTCAはCFEと共同歩調で、OECD租税委員会が取り組んでいるBEPS問題への税務専門家団体としてのパブリック・コメントを発信している。

#### 継続的な人的交流の必要性

こうした近年の急速な環境変化から、日税連国際部が担うべき役割は、量的にも質的にもこれまで以上に増加することが予想されるが、委員の任期は2年間であり、かつ、人選は各税理士会の推薦に依存しているのが現状である。諸外国との友好的かつ効果的な交流事業を進めて行くためには、継続的な人的関係の構築、税理士制度及び会務運営に関する深い理解、外国語能力に適した委員の発掘が極めて重要な要素となる。こうした状況を踏まえ、日税連では2013年に、国際部とは別の付設機関として「国際税務情報研究会」を設置し、広く適材を求め継続的かつ十分な対応が可能となる態勢が整備された。このことから、研究会がグローバル化する租税問題に関する調査研究等を行うとともに、国際部の活動を側面から支援する態勢を構築することで、日税連に期待される国際交流事業をより効果的に推進することが可能になったと言える。

#### 在住外国人への税務面でのサポート

他方、税理士会では、増加傾向にある所掌する地域に居住する外国人への税務相談サービスの提供や税理士のクライアントである中小企業の海外展開をサポートする事業に対するニーズに応じていく必要に迫られている。

しかし、現状では国際交流事業に関する専門分掌機関の設置の有無を含めて、各会の態勢にはバラツキがあることから、今後地域間の格差が拡大する可能性がある。

#### 税理士会との連携

これまで、国際交流事業への取り組みが不十分であった税理士会については他の税理士会の国際交流事業への取り組みに関する情報収集に努めながら、地域ニーズに対

応した態勢を早急に構築する必要がある。そして、そうした態勢づくりに加え、国際交流事業に関するツールの開発・提供、中小企業の海外進出をサポートする外部機関とのネットワーク等については、公益活動事業や租税教育事業の場合のように日税連による積極的な支援が求められるのではないだろうか。

益々増大するグローバル化の潮流の中で、日税連・税理士会は、連携を深め、共同して ZEIRISHI の国際的価値を高め、かつ、アピールするステージに入ったと言える。

以 上